

循環經濟行動計画（案） 施策集

令和8年4月20日

「循環経済行動計画」施策集（1 / 2）

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化（重要鉱物、金属資源等）

- （1）再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成** … 3
 - ・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）（制度的措置を含む） … 4
 - ・使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等 … 6

- （2）動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化** … 13
 - ・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定（3年で100件以上） … 14
 - ・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備 … 15
 - ・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施（産官学コンソーシアム） … 16
 - ・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの構築 … 17
 - ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証 … 18
 - ・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成 … 20

- （3）循環資源の海外流出の抑制** … 22
 - ・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案） … 23
 - ・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策 … 24

- （4）一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備** … 25
 - ・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出 … 26
 - ・再生材利用製品に係る公共調達推進 … 27
 - ・消費者検証のための実証 … 28
 - ・CEコマース市場拡大のための取組 … 29

- （5）社会的課題への対応** … 30
 - ・太陽光パネルリサイクル推進法案とリサイクルの費用低減・処理体制の整備 … 31
 - ・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進 … 33

「循環経済行動計画」施策集（2 / 2）

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- ・重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携（G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意の深化） ……35
- ・ASEAN主要国におけるE-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等の支援 ……37
- ・バーゼル法に基づくe-scrap等の輸入手続の迅速化 ……41

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

- ・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援 ……43
- ・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援 ……46
- ・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進 ……49
- ・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進 ……50
- ・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用の促進 ……58
- ・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進 ……62

4. 資源循環分野の国際ルール形成

- ・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の活用とバージョンアップ、国際標準化の推進 ……65

5. 循環経済を国民運動に

- ・「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進 ……68
- ・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信 ……71

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

1. (1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築①

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

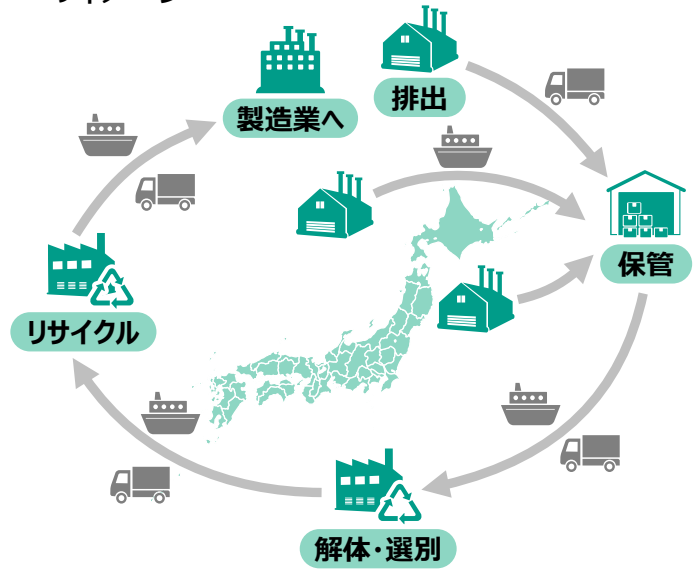
【事業概要】

○投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等） （制度的措置を含む）

- ▶ ①国内における再資源化の推進、②循環資源の回収量の拡大、③高度なリサイクルの事業性確保、④再生材の需要の創出に向けた取組を同時並行的に行うため、再資源化等拠点構築・ネットワーク形成等に対する投資促進のための多角的な経済的支援スキーム（予算面、金融面等）の構築について制度的措置を含め講ずる。
- ▶ 初期投資への支援と、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給などを実施・検討する。
- ▶ 経済的支援スキームは、次のような取組を支援できるものとする。
 - ・前処理設備・保管設備（需給変動に対応した保管・ストック機能を含む）・港湾インフラ・製錬設備を含めた再資源化拠点等の構築・ネットワークの維持・強化
 - ・都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別技術などの技術開発、環境配慮設計（解体・素材分離の効率性向上）に関する技術開発
 - ・製錬でのe-scrap（電子スクラップ）処理量増加を可能とする前処理等の技術開発とインフラの整備
 - ・リチウムイオン電池の再資源化のための無害化・解体施設の整備
 - ・高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備
 - ・動脈と連携できる資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度なリサイクルの事業性確保のための資金調達など）
 - ・太陽光パネルリサイクル推進法案とあわせて取り組むリサイクル体制の整備

【事業イメージ】

再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成のイメージ



【今後の予定】



【経済的支援スキームの構築】（制度的措置を含む）

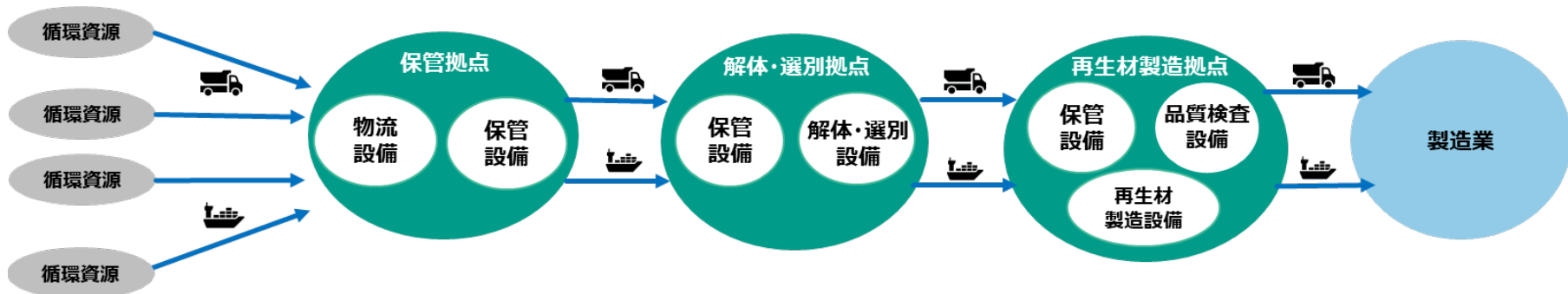
再生材供給サプライチェーン上の各種拠点の関連設備に対する設備投資支援の実施
 設備投資支援と併せた、再資源化拠点等の構築や資源循環業に対する効果的な融資やリスクマネー供給

【目指す姿／取組指標】

再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

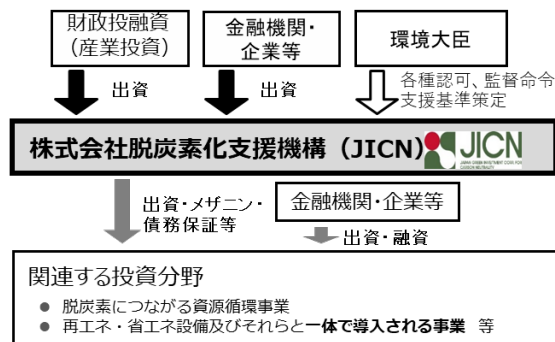
1. 再生材供給サプライチェーン強靱化に向けた設備投資支援

- ▶ 令和8年度予算案として379億円を計上し、サプライチェーン上の各種設備（保管・解体・選別、前処理・製錬・港湾インフラ等）の投資支援を行う。

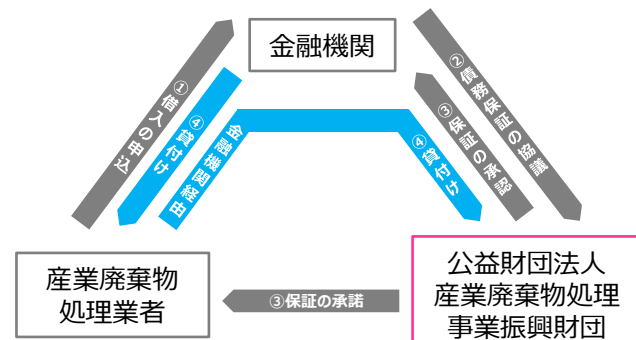


2. 再生材供給サプライチェーン強靱化に向けた制度的措置や資源循環業に対する投融资拡大策の検討

- ▶ 資源循環業における投資予見可能性の向上のため、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用や中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給、債務保証などを実施・検討。



脱炭素化支援機構（JICN）による金融支援



産業廃棄物処理業振興財団による債務保証

グリーン鉄生産に向けたメタルリサイクル

【事業概要】

鉄鋼は幅広い製品の基礎素材。我が国の鉄鋼メーカーは高品質な素材を提供しており、我が国の産業の国際競争力強化に貢献している。

他方で、低炭素な鋼材を求めるように需要家の嗜好が変わる動きが見られる。欧州や中国等の鉄鋼メーカーは政府の支援も受けつつ、低炭素化に向けスクラップの確保等を推進している。

こうした状況に鑑み、我が国においても官民で連携し、段階的に高品位かつ低炭素な鋼材の供給能力を高めておくことが重要。そのため、主原料である高品位鉄スクラップを安定的確保することが必要であり、高品位スクラップ生産基盤の増強に向けた取組を推進する。

- 高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証
- AI等を用いたスクラップ利活用促進技術開発・設備投資
 (高度選別等)

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

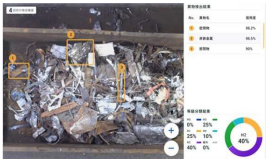
高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

AI等を用いたスクラップ利活用促進技術開発・設備投資支援 (高度選別等)

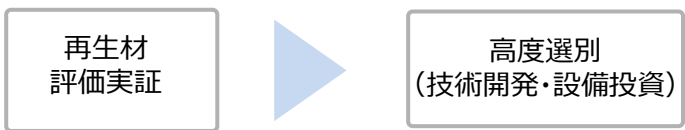
鉄スクラップの高度選別設備投資

鉄スクラップに混入した不純物の検知等に関する技術開発

【事業イメージ】



＜AIを用いたスクラップ品質の評価イメージ＞



高品位スクラップの
安定供給確保



＜大型破碎設備＞

【目指す姿／取組指標】

・2030年時点で、鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保する。

低炭素アルミニウム生産に向けたメタルリサイクル

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
 (1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

【事業概要】

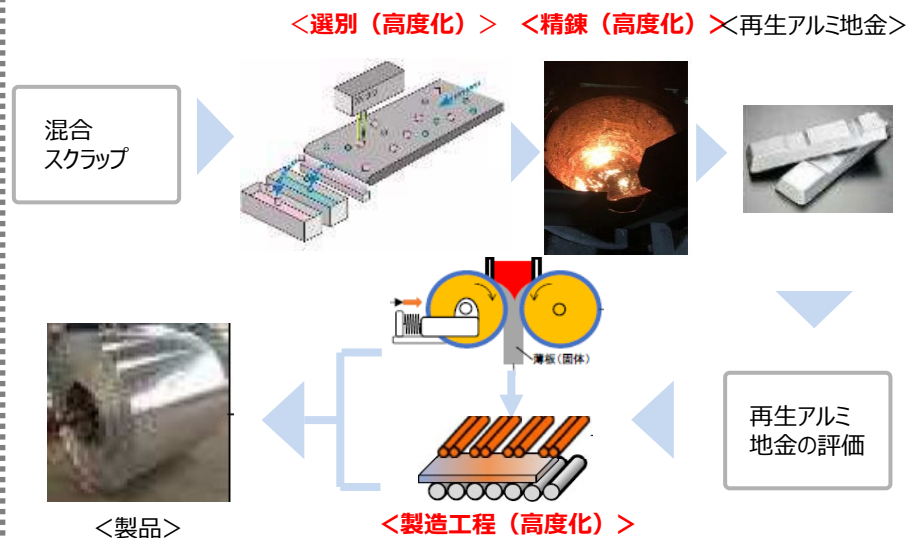
アルミニウムは幅広い製品の基礎素材。我が国のアルミニウムメーカーは高品質な素材を提供しており、我が国の産業の国際競争力強化に貢献している。

他方で、低炭素な部素材を求めるとして需要家の嗜好が変わる動きが見られる。欧州や中国等のメーカーは政府の支援も受けつつ、低炭素化に向けスクラップの確保等を推進している。

こうした状況に鑑み、我が国においても官民で連携し、高品位かつ低炭素なアルミニウムの供給能力を高めておくことが重要。そのため、スクラップの安定的確保、効率的な利用促進に向けた技術開発・設備投資等に取り組み、メタルリサイクルを推進する。

- 1. AI等を用いたスクラップ利活用促進技術開発・設備投資（高度選別等）**
- 2. 製造技術高度化に向けた技術開発・設備投資支援（使いこなし技術の高度化）**

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

【目指す姿／取組指標】

1. AI等を用いたスクラップ利活用促進技術開発・設備投資支援（高度選別等）

・再生アルミニウムの高度選別技術開発

パイロットプラントを用いた中・大規模実証・設備投資

2. 製造技術高度化に向けた技術開発・設備投資支援

アルミニウム資源のアップグレードリサイクルの技術実証

アルミニウム資源のアップグレードリサイクルの技術大規模実証

廃アルミニウムの高度再資源化技術開発

・2030年時点で、アルミ展伸材の国内生産量の約4割を目安とし、再生アルミ原料由来とする。

国産電解銅の再生原料比率の向上に向けたe-scrap等の処理量増加

- 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

【事業概要】

銅は、高い導電性・熱伝導性を持ち、安価で加工性が良いことから、電線、自動車のワイヤー・ハーネス等の幅広い製品に利用。電気自動車やAI関連分野、データセンターの普及拡大により将来的な需要の増加が見込まれており、DXやGXを支える基盤素材として重要性が高まっている。

他方、原料となる銅精鉱を100%海外から輸入している我が国においては、輸入依存度の低減や製錬事業の基盤強化に向けて、鉱山権益の確保に加え、都市鉱山からの回収量拡大や同志国を中心とした海外からのe-scrap等の調達多角化を通じて、e-scrapや銅スクラップ等の安定的確保や利用の拡大を図ることが重要であり、次の取組を推進する。

Oe-scrapや銅スクラップ等の処理量を増やすための技術開発・設備投資

O国内からの回収に加え、同志国を中心とした海外からのe-scrap等の調達多角化

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

都市鉱山の回収量拡大に向けた実証

e-scrapや銅スクラップ等の処理拡大に関する技術開発や設備投資への支援

不適正スクラップヤードへの規制強化に向けた制度構築

※個票「不適正スクラップヤードへの規制強化に向けた制度構築」を参照

金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策、水際対策、バーゼル法運用強化

※個票「金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策、水際対策、バーゼル法運用強化」を参照

ASEAN主要国におけるe-scrap等の回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援

※個票「ASEAN主要国におけるE-waste/バッテリーの回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援」を参照

バーゼル条約に基づく事前通告・同意回答手続等の効率化

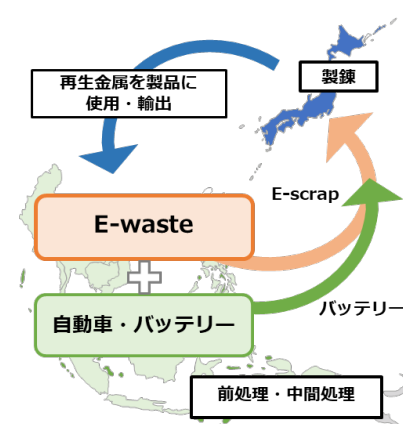
※個票「バーゼル条約に基づくPIC手続等効率化」を参照

【事業イメージ】



e-scrapの例

我が国の環境・技術面で優れた製錬施設でリサイクル



【目指す姿／取組指標】

国産電解銅の約3割を、e-scrap等の再生原料由来に、

永久磁石の安定供給確保に資する資源循環

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
 (1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

【事業概要】

永久磁石はレアースを用いた代表的な製品であり、電動車やエアコンのモーターなど様々な製品に活用。足下、特定国以外で高性能磁石の供給能力を有するのは事実上我が国のみ。

今後、世界需要は増加することが見込まれる中、日本磁石メーカーの自律性・不可欠性確保を図るためには、原材料（レアース）の安定調達確保などが課題。

この状況に鑑み、原材料の調達先の多角化に加え、廃棄された磁石のリサイクルに係る技術開発・スキーム確立を進め、原材料の安定調達確保を図る。

1. 未利用資源等からのレアース分精製技術開発

未利用資源等からの高効率レアース分離技術開発を行い、レアメタルのサプライチェーン強靱化を目指す。

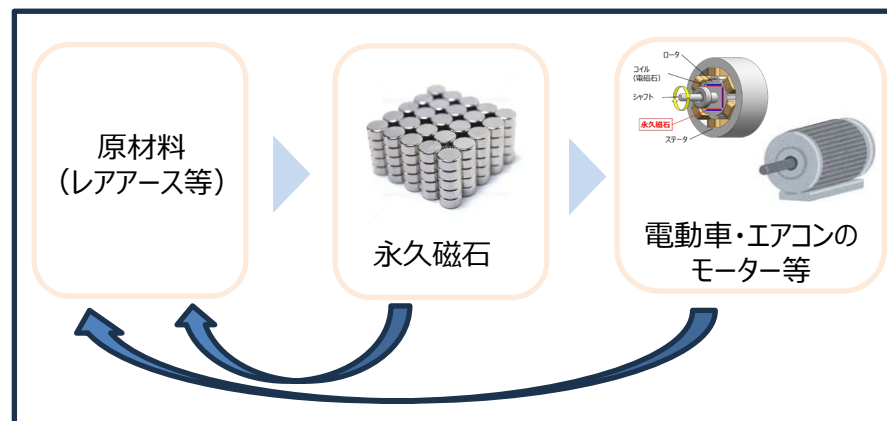
2. 国内磁石リサイクルのスキーム確立

回収・分離・再資源化・再利用までを一体化した国内リサイクルループの構築を進めるとともに、関連事業者の連携や技術・体制整備を通じて、持続的に循環が機能する事業基盤の確立を図る。

3. 同志国との国際的な磁石リサイクルネットワーク構築

同志国との使用済製品からの磁石/レアースの回収及び国内循環に係る協業に向けた体制整備・スキーム確立等を実施する。

【事業イメージ】



永久磁石の資源循環に資する技術開発・スキーム確立を進め、原材料の安定調達確保を図る。

1. 未利用資源等からのレアース分精製技術開発
2. 国内磁石リサイクルのスキーム確立
3. 同志国との国際的な磁石リサイクルネットワーク構築

【今後の予定】



レアース分離精製技術開発
 (小規模パイロットプラントを用いた技術開発)

レアース分離精製技術実証
 (中・大規模パイロットプラントを用いた実証)

国内リサイクルのスキーム確立に係る検討

国内リサイクルのスキーム確立に向けた関連事業者の連携や技術・体制整備の推進

同志国との国際的な磁石リサイクルネットワーク構築

【目指す姿／取組指標】

・2030年時点で、国内で供給される永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄う。

リチウムイオン蓄電池に係る重要鉱物の国内循環システムの構築

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
 (1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

【事業概要】

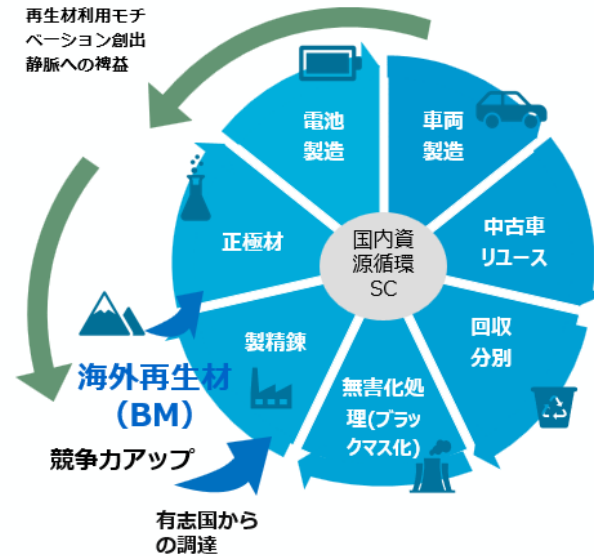
電化社会・デジタル社会の実現に不可欠であるリチウムイオン蓄電池は、リチウム・コバルト・ニッケル・黒鉛・マンガン等の重要鉱物を原材料としている。日本はリチウムイオン蓄電池の製造工程において、重要鉱物の調達を特定の国に過度に依存しており、国内で発生するブラックマスも二次資源として有効活用する必要がある。さらに、欧州バッテリー規則では、2031年より再生材の使用が義務付けられるため、工程端材・不良品のリサイクルシステムの立ち上げや商用規模の精錬設備の整備に取り組み、再生材を使用した電池製造・販売を目指す必要がある。中国等ではリサイクル促進のための政府支援が積極的に行われており、二次資源（再生材）の確保に向けた取組の促進も必要。

再生材利活用の促進

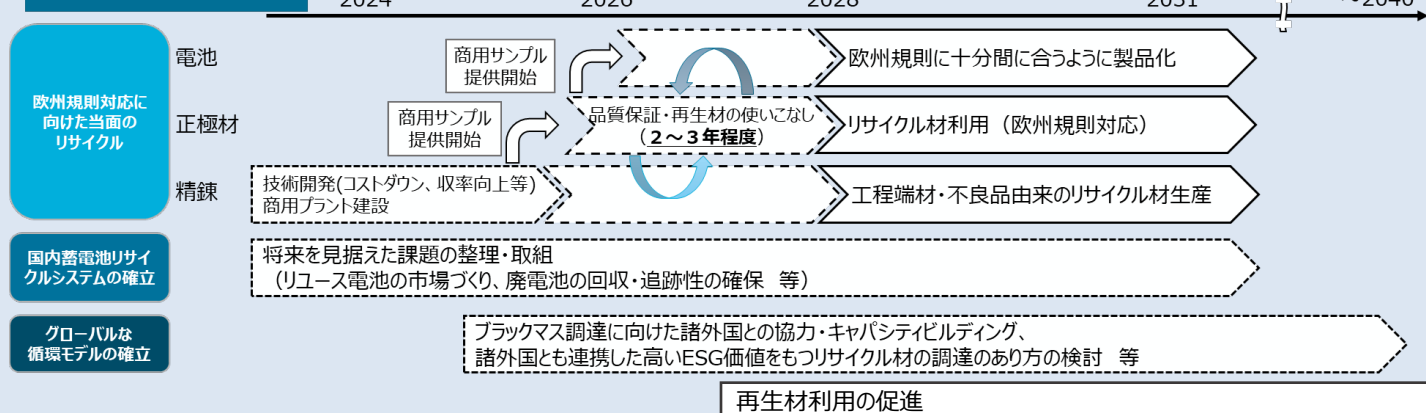
電池メーカーにおける再生材の活用を進めるために動静脈間の連携を促進する。

【事業イメージ】

需要側を起点とした資源循環の推進イメージ



スケジュール (イメージ)



【目指す姿／取組指標】

- 蓄電池材料として再利用可能な品質かつ競争力のあるコストで、リチウム70%、ニッケル95%、コバルト95%以上を回収可能なリサイクル技術を開発・実装する。
- 2030年までの国内のリサイクルシステム確立を目指し、使用済み電池の回収力強化等必要な取組を通じて、リサイクル基盤を構築する。

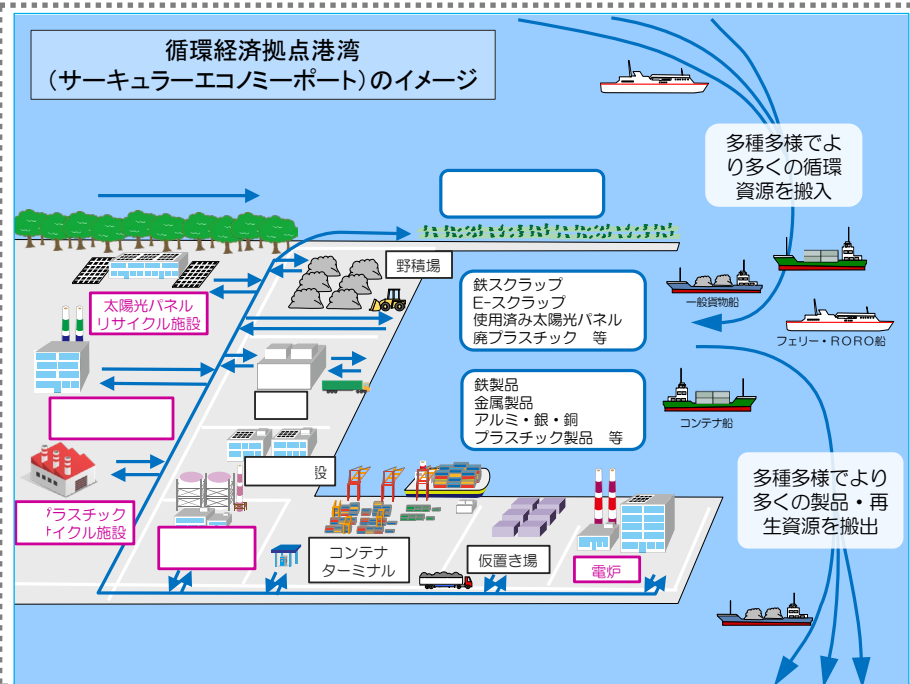
【事業概要】

○循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）の選定・整備

循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策など、循環資源の輸送への対応が必要である。

このため、循環資源に関する物流ネットワークの拠点の形成や、高度なりサイクル技術を有する産業の集積に取り組む港湾を「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」として選定・整備し、港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環を促進する。

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

サーキュラーエコノミーポートの選定(第1次)

サーキュラーエコノミーポートの選定 (第2次以降)

広域的な資源循環ネットワークやリサイクル産業の拠点の形成

サーキュラーエコノミーポートにおける循環資源取扱施設等の整備

【目指す姿／取組指標】

港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進
／サーキュラーエコノミーポートの選定数 (2030年 22港以上)

1. (2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業） による産業競争力強化

- 1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- (2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

【事業概要】

1. 認定事業の創出

2025年11月に全面施行された再資源化事業等高度化法（令和6年法律第41号）に基づく3種類の大規模認定制度は、周辺生活環境保全を前提に、廃棄物処理法に基づく許可手続等を不要とする特例制度を有している。他の資源循環施策も通じて、製造業と資源循環産業とが連携して実施する高度な再資源化事業等の創出を本認定制度で進めるもの。

2. 認定制度活用の後押し

廃棄物処理事業者等への全国説明会の実施、意見交換等を重ねることで、本認定制度の周知・機運醸成を図るとともに、高度な再資源化事業を検討する事業者への技術的・財政的な後押し施策を通じ、3年で100件以上の事業認定を目指す。また、資源循環自治体フォーラム等の本計画に記載の様々な取組の結果、動静脈連携を進めようとする再資源化事業者を認定することで、その実現を図る。

【事業イメージ】

認定制度により促進する3種類の再資源化事業等の高度化

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進

<②分離・回収技術の高度化>

- 再生材を回収する**分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：太陽光パネルのガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

認定事業の創出

認定制度の周知・機運醸成、事業者の後押し

認定制度の継続

実態を踏まえた制度の
点検・見直し

【目指す姿／取組指標】

高度な再資源化事業を
3年で100件認定。

- 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

1. 容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進

再生プラスチック分野は、各国の施策強化を受け、国際的な競争が激化する一方、国内では、技術課題や経済合理性等の課題に直面している。マテリアルリサイクルにおける高品質製品製造やケミカルリサイクルにおける食品用途も見据えた石油由来プラスチックと同等品質の製品製造に向けた技術開発や投資支援等が必要である。また、ユーザーである製造業では石油由来プラスチックに比べ現状高価な再生プラスチックの積極的使用に向け支援も必要となる。そのため、早急に需要と供給の両面で、プラスチック製容器包装等を由来として供給される再生プラスチックの資源循環の仕組みを確立すべく、以下について、集中的な支援・実証を行うとともに、関連法令との整合性を取りながら、必要な制度的措置を検討する。

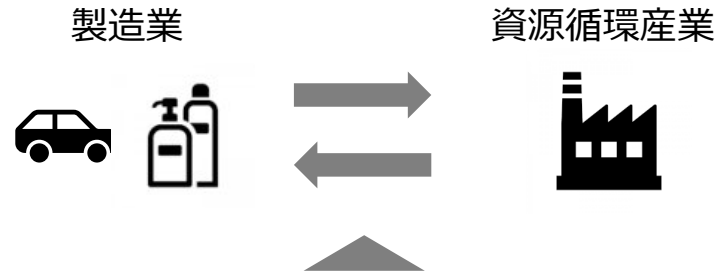
- ① 製造業と資源循環産業の連携を通じた易リサイクル性の製品設計の可視化
- ② ケミカルリサイクルにおける忌避物質について動脈側又は静脈側での対応等
- ③ リサイクルしやすい使用済みプラの回収量の拡大や再生プラの国内循環利用
- ④ 容器包装リサイクル制度において国内基幹産業へ再生プラを供給するリサイクル事業者の優遇
- ⑤ 需要と供給のギャップ対策（費用的側面や時間的側面への対応）
- ⑥ 資源循環政策の更なる周知拡大 等

2. 改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進

製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。また、業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討する。さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討する。加えて、製品の設計段階から資源循環に配慮した設計を促すため、改正法に基づき、資源循環の高度化や再生材の品質向上への寄与といった観点も踏まえつつ、ライフサイクル全体での環境負荷低減に配慮した特に優れた環境配慮設計の認定を進める。

【事業イメージ】

【動静脈連携取組の促進】



1. 容器包装由来の高品質な再生プラスチック供給拡大

2. 改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出、環境配慮設計の促進

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

動静脈連携でのリサイクル性要件可視化

動静脈連携での要件共有、取組推進

易リサイクル性の製品設計の検討

易リサイクル性の製品設計の推進

一廃・産廃における包装材の回収量拡大に向けた検討

自治体・排出事業者の取組推進

容器包装リサイクル制度での動静脈連携による高品質プラ製品製造に係る推進枠の創設等、需要側の価格許容とコストギャップ対策

再生材利用義務の対象見直し、数値規制の検討開始・段階的導入（PETボトル等）

特に優れた環境配慮設計に関する製品別の認定基準策定・設計の認定

【目指す姿／取組指標】

- ・プラスチック製容器包装を由来とした高品質再生プラスチックの供給体制の構築。
- ・製造事業者等における再生プラスチックの需要確保
- ・より高度な環境配慮設計の普及。

- 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

【事業概要】

「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」（2024年11月設立）で取りまとめた「産業競争力のある再プラ市場構築に向けたロードマップ」（2026年3月）等を踏まえ、以下を実施する。

1. 再生プラスチック集約拠点構築推進事業

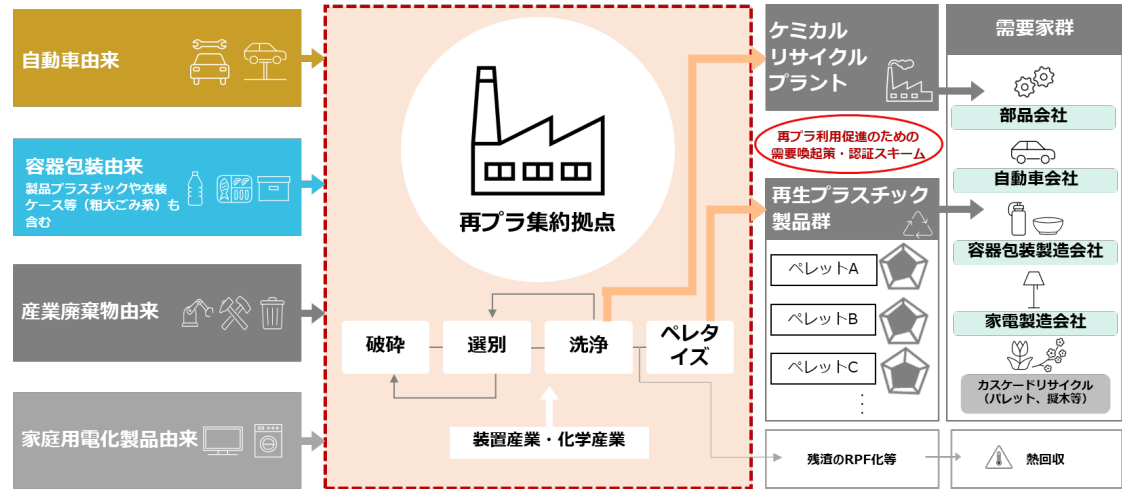
自動車等ものづくり産業向けに安定した量と質の再生プラスチックを供給する再生プラスチック集約拠点の構築のため、ビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化・実証、および設備導入支援を行う。

2. 再生プラスチック利用促進事業

自動車等ものづくり産業における再プラ利用促進のため、需要喚起策と認証スキームのあり方を検討し、実運用を見据えた実証を行う。

また、再生プラスチックの環境価値訴求に向け、環境価値の算定手法の調査・検討を行い、需要喚起策や認証スキームとの接続を含め、実運用を見据えた実証を行う。

【事業イメージ】



※「再生プラスチック集約拠点構想（Ver.04）」（2026年3月）より作成

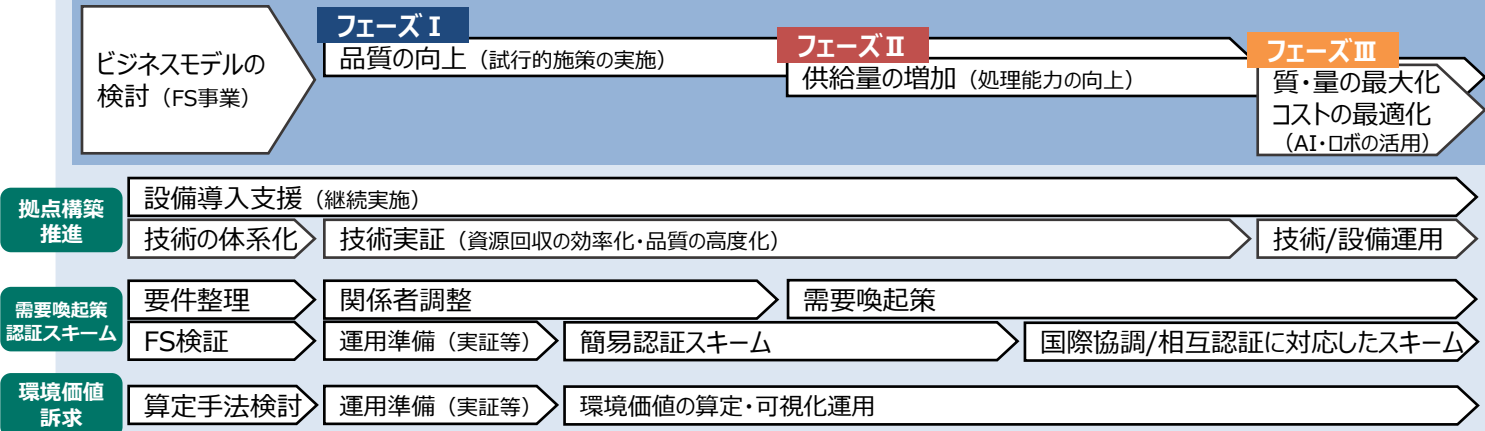
【今後の予定】 ※「産業競争力のある再プラ市場構築に向けたロードマップ」（2026年3月）より作成



【目指す姿／取組指標】

自動車等向け再生プラスチックの市場構築。

※再生プラスチック供給量目標
2030年までに2.1万t/年
2041年以降20万t/年



情報流通プラットフォームの構築

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- (2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

【事業概要】

製造業・資源循環産業の発展には、製品や再生材に係る各国の法規制への対応や、再生材の質・量の向上に加え、データに基づく新たなサーキュラーエコノミー関連ビジネスの創出・拡大が重要。これらを実現するためには、事業者間での効率的かつ高度な情報連携が不可欠。そのため、海外プラットフォームとの相互接続等も見据え、ウラノス・エコシステムの取組の下、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームを構築する取組として、以下の取組を進める。

1. CMP (Chemical and Circular Management Platform)の実装

主に製造業において、法規制（ストックホルム条約、REACH規則等）への効率的な対応を促すとともに、製品含有化学物質情報をサプライチェーン間で連携できるプラットフォームの実装を進める。

2. RMP (Recycle Management Platform)の構築・実装

再生材の質・量の向上や、化学物質の規制への適合等のために、製造業と資源循環産業の間で情報連携できるプラットフォームの構築を行う。

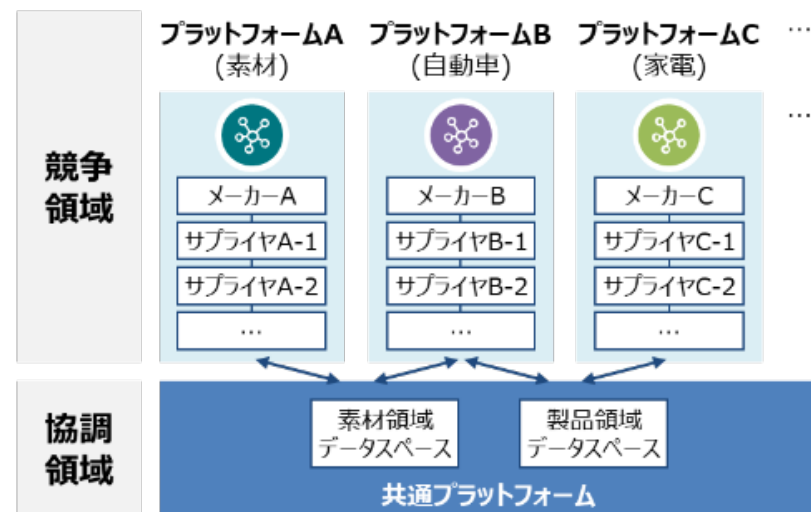
3. 特定製品や素材、サービス等を対象としたユースケース創出

欧州等をはじめとする各国の資源循環に関する規制も見据えつつ、特定製品や素材（テキスタイル等）、サービス等において情報連携ができるプラットフォームの構築を進める。

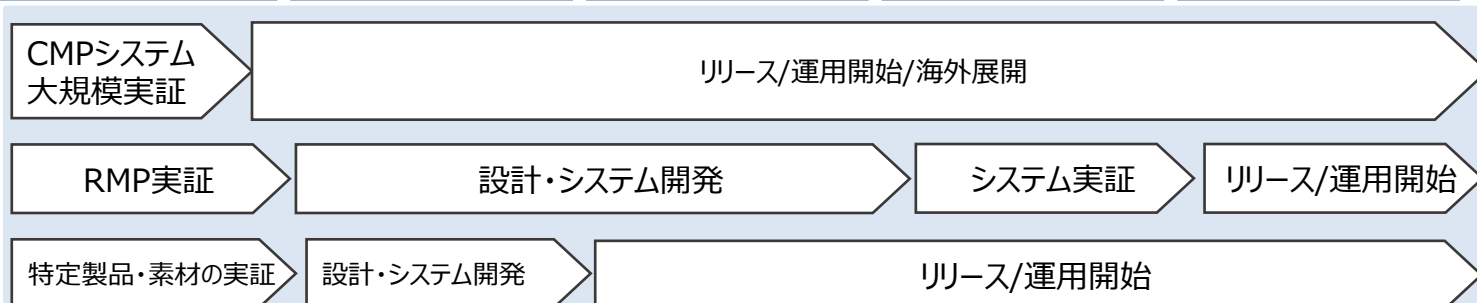
【事業イメージ】

サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームのイメージ

目指す姿：製品・素材横断の共通プラットフォーム



【今後の予定】



【目指す姿／取組指標】

効率的かつ高度な情報連携による、国内における資源循環ビジネスの拡大および、国際的な各種規制対応の実現。

産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- (2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

【事業概要】

サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、製品の設計・製造から回収・再生・再利用に至るまでの**動静脈連携の強化が不可欠**である。CPsは、この連携を前進させるため、**産官学の連携**により、**担い手のネットワーク**、**具体的なプロジェクト組成とその社会実装・市場拡大**を一体的に推進する枠組みである。

再生材利用の拡大に向けて、環境配慮設計の高度化や、**製品設計、回収・選別、再生プロセスに至る最適化、地域循環モデルの構築**を進めるとともに、**取組の効果の可視化・評価ツールの高度化**を進める。**企業内人材の育成や普及啓発**を通じて、**消費者の理解・受容性向上**を図るとともに、これらの取組を**地方や中小企業へ展開**し、国内の基盤強化を図る。

情報流通プラットフォーム構築により、データに基づく資源循環の高度化と新たなビジネス創出を支える基盤整備を行う。

国際連携プロジェクトの組成や国際標準化の検討を進め、国内外における循環構築を推進する。

加えて、CPsの持続的な運営のあり方についても検討を進める。

【事業イメージ】



会員数：840者 ※

企業	685 社
業界団体	38 団体
自治体	33 自治体
大学・研究機関	28 機関
関係機関・関係団体	56 機関

**CE戦略推進
コミッティ**

**地域循環モデル
構築WG**

**CE情報流通PF
構築WG**

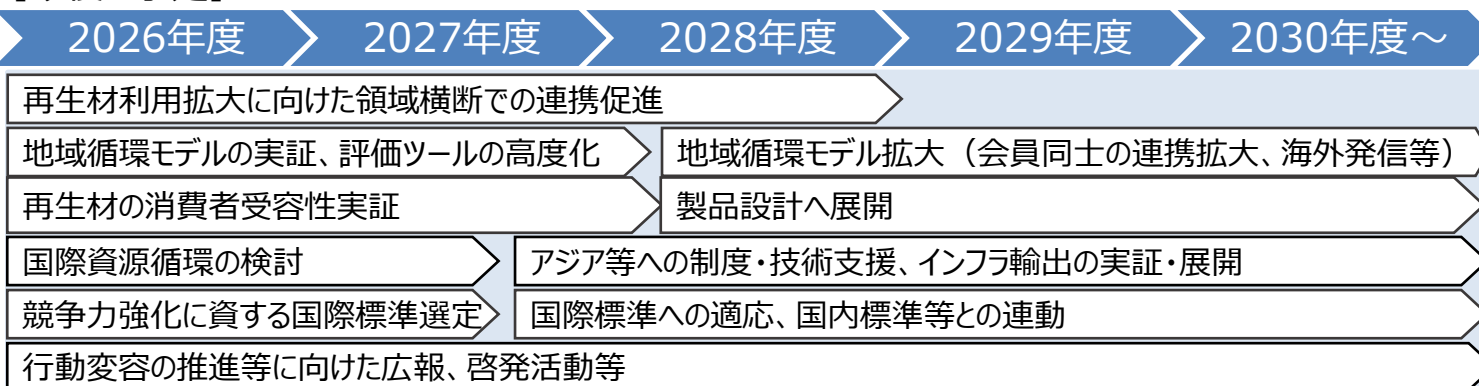
広報・啓発活動

**国際連携・標準化
WG**

※2026年3月1日時点

【今後の予定】

【目指す姿／取組指標】



『資源自律的な経済成長』および『サステナブルな社会構築』の両立に向けた取組が進んでいる。

プラスチックに着目したサーキュラーエコノミーシステム構築に係る研究開発実証

環境省・経済産業省
(内閣府SIP事業)

(SIP第3期「サーキュラーエコノミーシステムの構築」課題)

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- (2) 動静脈連携 (製造業と資源循環産業) による産業競争力強化

【事業概要】

プラスチックにおけるサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、基礎研究から社会実装まで一貫通貫の研究開発を推進する。動静脈企業が連携し、素材、製品、回収、分別、リサイクルの各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックのCEバリューチェーンの構築を目指す。

・サブ課題A データ基盤システム・ルール形成

再生材に関する情報流通プラットフォーム (PLA-NETJ) の動静脈企業の実証試験等による構築、再生材データバンクの構築と再生材トレーディングの確立

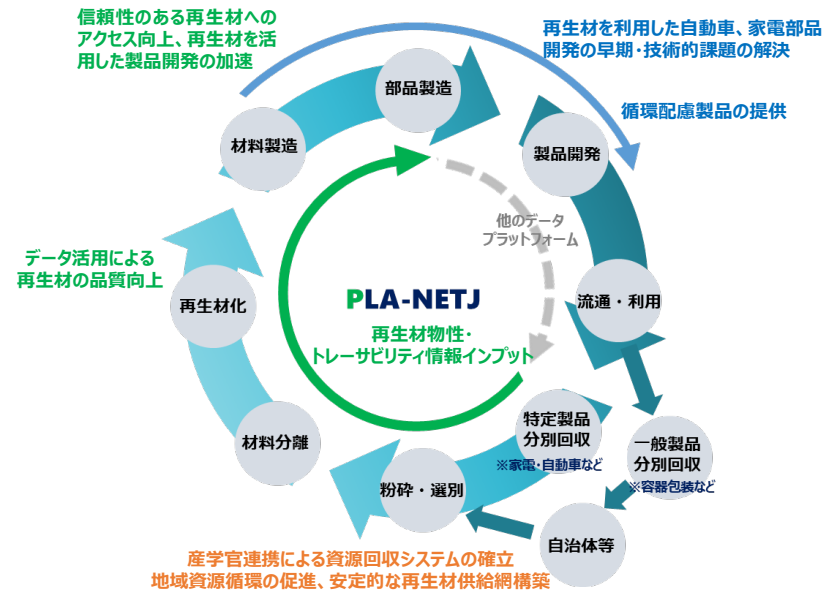
・サブ課題B 再生材原料供給システム

高品質な再生材を安定供給するためコミュニティ/店舗/自治体/産業系回収を統合した多層実証による日本型の回収モデルの構築

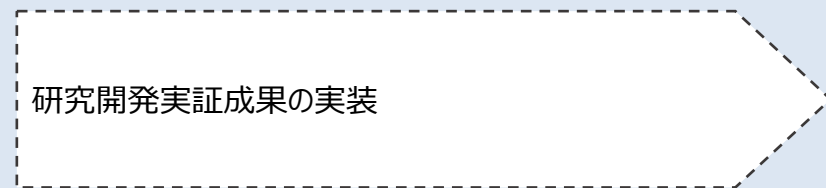
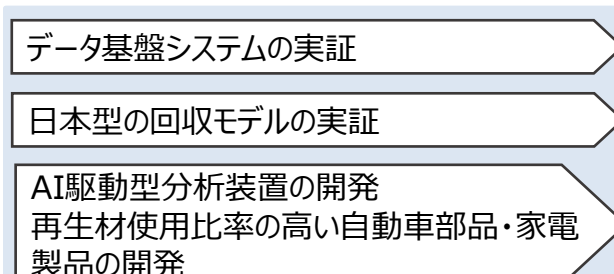
・サブ課題C 再生材活用技術開発

欧州規制等に対応した再生材使用比率の高い自動車部品・家電製品の開発、再生PPのばらつき低減と低コスト分析の開発等

【事業イメージ】



【今後の予定】



【目指す姿/取組指標】

再生材プラスチックの品質と量の向上を実現する資源循環バリューチェーンの構築。

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- (2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

【事業概要】

廃棄物・資源循環分野は、資源循環の社会的要請が高まるなか、製品の多様化や分別品目増加による負担増、感染症リスク、衝撃により発火の恐れがある製品対応など、作業員の安全性確保と人手不足対策は喫緊の課題。国内資源循環の基盤として作業員の負担軽減につなげるため、AIロボットの活用を推進する必要。なお、AIロボティクス戦略(令和8年3月)に、需要創出と導入環境整備を行う領域の1つとして同分野が位置づけられている。

1. 廃棄物・資源循環分野のDX/AI技術の活用促進

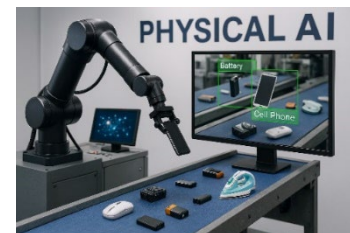
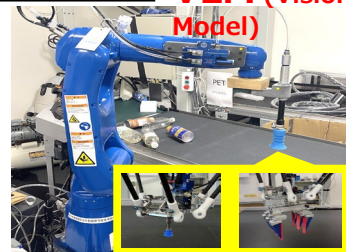
フィジカルAI技術の導入に向けて、課題や標準要件を整理しつつ、自治体や民間企業が既存設備に本技術を組み込む方策を検討する。また、技術開発や実証事業を行うにあたって、ロボットの認識精度や処理速度、メンテナンス性等、社会実装に必要な技術要件を明確化する。

2. 廃棄物・資源循環分野のフィジカルAI技術の開発

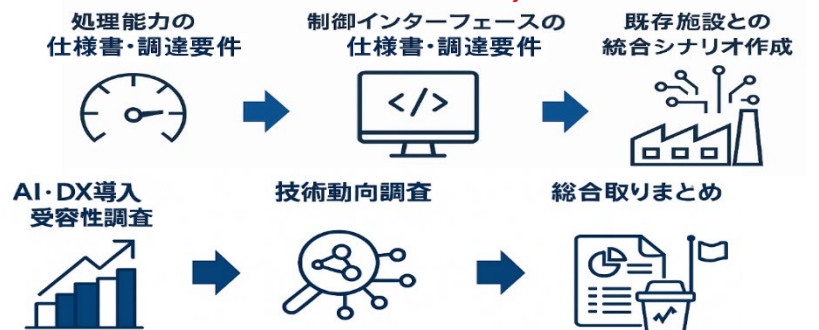
VLM（視覚言語モデル）搭載ロボットによる選別技術の開発・実証を進めつつ、少量多品種の廃棄物に対応可能なVLAによる自律制御の確立に向けて、AI×資源循環DXによる廃棄物処理技術の開発支援やフィジカルAIを活用した自動選別技術の開発及び実証事業等を行う。

【事業イメージ】

○技術開発 VLM (Vision Language Model)



○受容性向上



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

AI×資源循環DX技術の開発

廃棄物処理におけるAI・DX導入受容性の分析・特定

フィジカルAIを活用した自動選別技術の開発及び実証

【目指す姿／取組指標】

2030年度を目途に環境省による自治体等のリサイクル施設を対象としたFS事業等導入支援策を検討し、導入に向けた自治体内の検討を促進する。

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
- (2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

【事業概要】

1. 資源循環分野における高度人材育成・確保

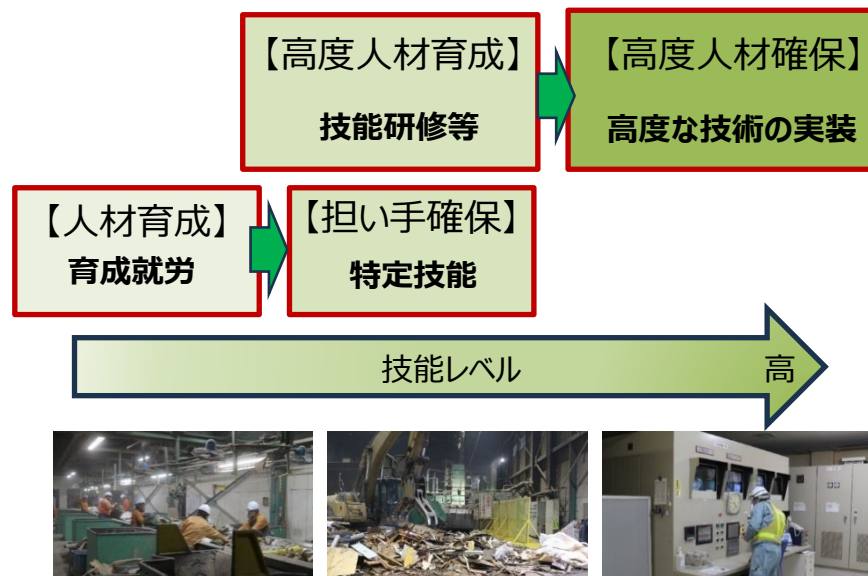
資源循環分野の産業競争力強化及び、製造側が必要とする質と量の再生材の確実な供給に向けて、高度な再資源化事業を担う高度人材の育成・確保を目指す。再資源化バリューチェーン関連ハンドブック、実務者用ツールの作成・配付や技能研修支援等を実施する。さらに、こうした取組を業界団体と連携して行うことにより、中小企業を含む業界全体の底上げを行い、再資源化事業等の高度化を進める。

2. 資源循環産業の担い手確保

資源循環産業はインフラ産業の一つとして成長しており、国内経済を支える重要な産業の一つであるものの、他業種と同等以上に人手不足や就労者の高年齢化が進んでいる。再生材の利用を求める動きが拡大するなか、今後も国内人材だけでは人手不足等の状況は慢性的に続くと考えられる。その対応として特定技能制度・育成就労制度で適正に受け入れた外国人材を活用し、特定技能制度により即戦力となる担い手を確保するとともに、育成就労制度により将来的な担い手となる人材を育成し、担い手不足の解消を目指す。

【事業イメージ】

資源循環分野を支える人材の育成・確保



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

資源循環分野における高度人材育成

特定技能制度による担い手確保

育成就労制度による人材育成

【目指す姿／取組指標】

再生材の「質」と「量」の確保を支える資源循環分野の人材確保。

1. (3) 循環資源の海外流出の抑制

不適正スクラップヤードへの規制強化に向けた制度構築

- 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(3) 循環資源の海外流出の抑制

【事業概要】

1.スクラップヤード事業の許可制度導入・開始に向けた調査・分析

- 再生資源物の保管等に関する条例の運用状況や指導効果、改善事例等を検証し、制度開始に向けた課題を整理する。
- スクラップヤード事業者に関する実態を調査し、制度導入後の影響や、自治体・事業者が円滑に制度を運用するための方策を検証する。

2.スクラップヤード事業者が遵守すべき基準の策定

- 収集した立法事実や自治体・事業者団体からのヒアリング等を踏まえ、有識者会議にて、スクラップヤード事業者が遵守すべき基準を定める。
- 基準策定に際しては、円滑な制度運用に資する事業者向けのガイドラインを策定し、全国規模の説明会にて自治体及び事業者が制度開始時に遵守すべき基準に対応できる体制を整備する。

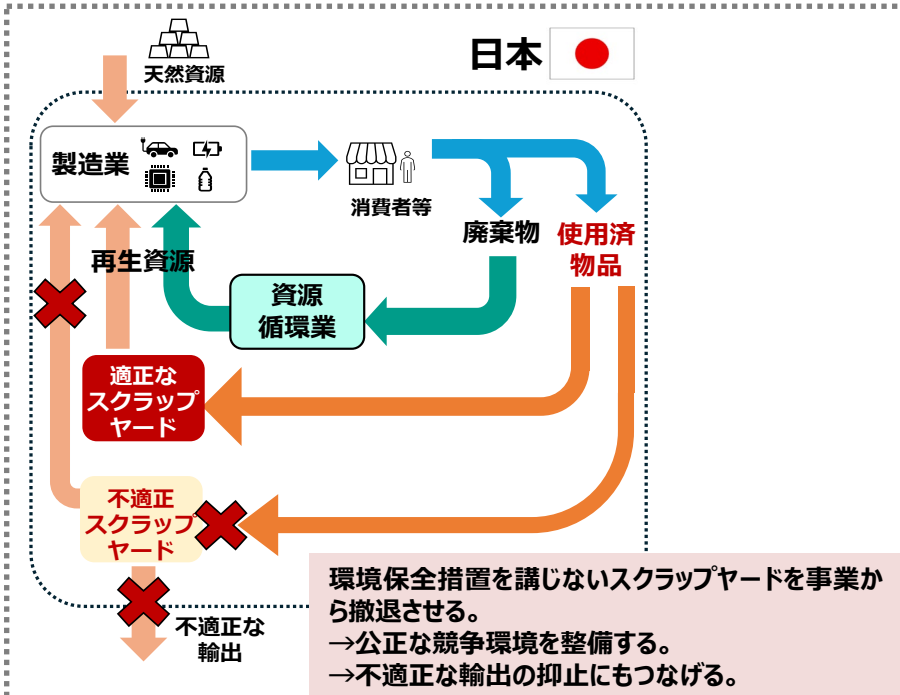
3.制度開始後のフォローアップ

- 自治体・事業者団体が制度開始に向けた準備を円滑に行えるよう、先進的な取組を横展開し、関係者間の連携強化につなげる。
- 全国規模の普及啓発事業を展開し、スクラップヤードにおける環境保全措置のみならず、資源循環に対する意識の醸成を図る。

4.特定使用済物品への輸出確認対象の拡大

- 環境大臣の輸出確認の対象を特定の使用済物品に拡大することで、国内の適正な再生能力の維持等を図り、国内の資源循環に貢献する。
- 水際での関係機関の更なる連携強化を実現し、本制度の実効性を確保する。

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

全国規模の調査・分析

有識者会議の開催
ガイドラインの策定

制度開始に向けた
自治体支援

輸出確認の基準策定

制度開始後のフォローアップ

全国規模の普及啓発事業・説明会の開催等

【目指す姿／取組指標】

2027年度末までに自治体・事業者の円滑な制度開始に向けた準備を進め、公正な競争環境の整備につなげていく。

金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策、水際対策、バーゼル法運用強化

【事業概要】

バーゼル法において規制対象物である金属資源を含む雑品スクラップ等の一部が手続を経ないまま輸出されようとした不法事案が、税関の開披検査によって発覚している。このような中、金属資源の不法な国外流出防止を一層強化し、国内資源循環を促進するため、関係機関と連携した対策を講じる。

①再生資源の不適正な輸出の傾向分析

過去のバーゼル法に係る不法事案について事案の検証や関係者ヒアリングを行い、不適正な輸出の傾向を分析する。

②バーゼル法の適用の明確化

金属資源を含むスクラップを中心に、バーゼル法における対象物の範囲と該否判断基準を明確化する。

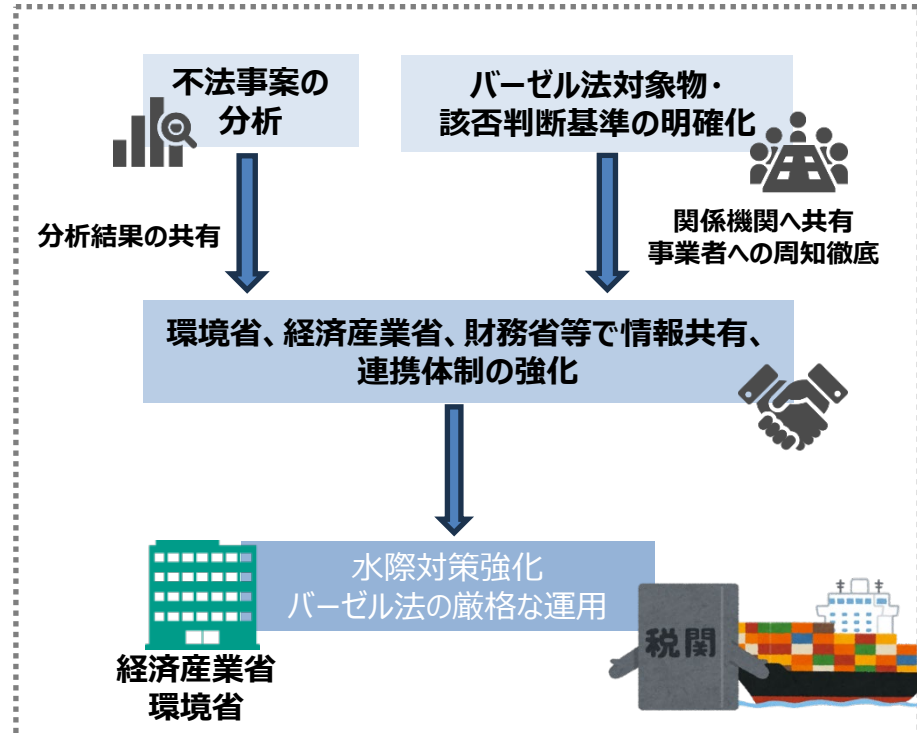
③不適正な輸出に対する水際対策の強化

- 得られた傾向分析結果や新たな該否判断基準を環境省、経済産業省、財務省等の関係機関で共有し、厳格な水際対策の実施のための連携体制を構築する。
- 環境省の地方環境事務所が地方環境局に格上げされることを契機に、地方環境局の水際対策の体制強化を目指す。

④循環資源の海外流出抑制策の更なる検討

諸外国が講じている循環資源の海外流出抑制策も参照しながら、関係省庁で更なる措置の検討を行う。(REsourceEU行動計画等)

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

過去の不法事案の傾向分析

バーゼル法対象物の範囲及び該否判断基準の更なる明確化

諸外国が講じる循環資源の海外流出抑制策調査

環境省、経済産業省、財務省等と連携した厳格な水際対策の実施

継続的な諸外国政策の調査及び更なる措置の検討

【目指す姿／取組指標】

バーゼル法及び水際対策の厳格な運用による不適正輸出防止、摘発対策体制の構築。

1. (4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と 需要拡大に向けた環境整備

再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備【再掲】

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

【事業概要】

1. 容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進

再生プラスチック分野は、各国の施策強化を受け、国際的な競争が激化する一方、国内では、技術課題や経済合理性等の課題に直面している。マテリアルリサイクルにおける高品質製品製造やケミカルリサイクルにおける食品用途も見据えた石油由来プラスチックと同等品質の製品製造に向けた技術開発や投資支援等が必要である。また、ユーザーである製造業では石油由来プラスチックに比べ現状高価な再生プラスチックの積極的使用に向け支援も必要となる。そのため、早急に需要と供給の両面で、プラスチック製容器包装等を由来として供給される再生プラスチックの資源循環の仕組みを確立すべく、以下について、集中的な支援・実証を行うとともに、関連法令との整合性を取りながら、必要な制度的措置を検討する。

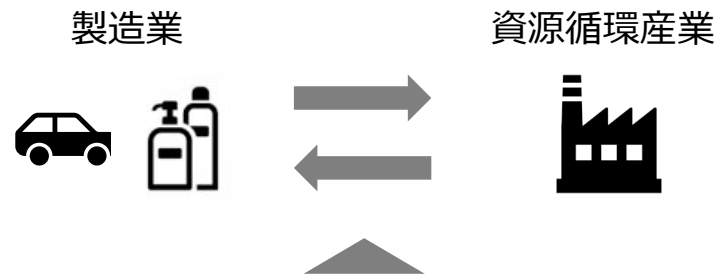
- ① 製造業と資源循環産業の連携を通じた易リサイクル性の製品設計の可視化
- ② ケミカルリサイクルにおける忌避物質について動脈側又は静脈側での対応等
- ③ リサイクルしやすい使用済みプラの回収量の拡大や再生プラの国内循環利用
- ④ 容器包装リサイクル制度において国内基幹産業へ再生プラを供給するリサイクル事業者の優遇
- ⑤ 需要と供給のギャップ対策（費用的側面や時間的側面への対応）
- ⑥ 資源循環政策の更なる周知拡大 等

2. 改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進

製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。また、業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討する。さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討する。加えて、製品の設計段階から資源循環に配慮した設計を促すため、改正法に基づき、資源循環の高度化や再生材の品質向上への寄与といった観点も踏まえつつ、ライフサイクル全体での環境負荷低減に配慮した特に優れた環境配慮設計の認定を進める。

【事業イメージ】

【動静脈連携取組の促進】



1. 容器包装由来の高品質な再生プラスチック供給拡大

2. 改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出、環境配慮設計の促進

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

【目指す姿／取組指標】

動静脈連携でのリサイクル性要件可視化

動静脈連携での要件共有、取組推進

易リサイクル性の製品設計の検討

易リサイクル性の製品設計の推進

一廃・産廃における包装材の回収量拡大に向けた検討

自治体・排出事業者の取組推進

容器包装リサイクル制度での動静脈連携による高品質プラ製品製造に係る推進枠の創設等、需要側の価格許容とコストギャップ対策

再生材利用義務の対象見直し、数値規制の検討開始・段階的導入（PETボトル等）

特に優れた環境配慮設計に関する製品別の認定基準策定・設計の認定

・プラスチック製容器包装を由来とした高品質再生プラスチックの供給体制の構築。
・製造事業者等における再生プラスチックの需要確保。
・より高度な環境配慮設計の普及。

政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

【事業概要】

○環境負荷の低減に資する物品等の国等の公的部門による調達等の推進を通じて、環境物品等への需要の転換を促進するため、2000年（平成12年）に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」が制定。

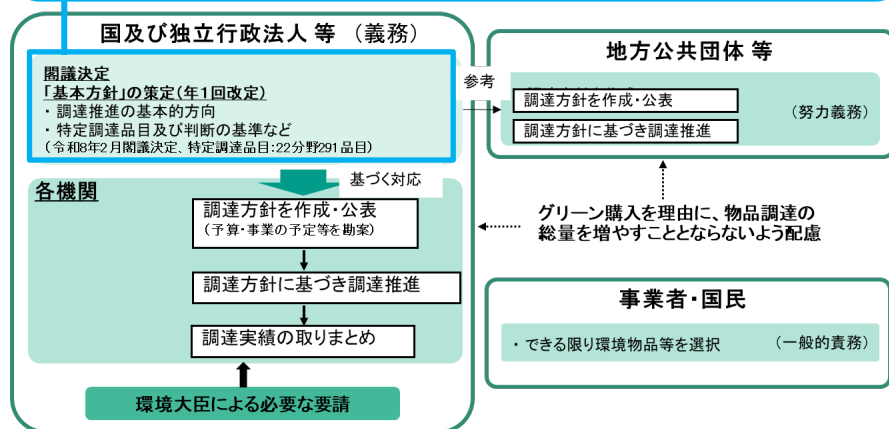
○2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として**再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入**。（2024年度から取組を開始。）また、**改正資源有効利用促進法**における認定製品等の取扱いについて令和8年度に検討を行う。

○調達者の選択容易性の観点から、**エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用**。

○グリーン購入法で循環性の高い製品やサービスを適切に評価し、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルの更なる普及啓発を図ることで、**地方公共団体や民間部門を含めた需要拡大につなげる**。

【事業イメージ】

- 再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入
- 改正資源有効利用促進法における認定製品の取扱いについて検討
- エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用 等を検討
（※17分野138品目にエコマーク活用の基準を設定済）



※国及び独立行政法人等：国（各府省庁）、独立行政法人（国立環境研究所、中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用独立行政法人等の87団体（国立病院等を含む）の他、国立大学法人を含む）

また、政府が電力や自動車等の製品・サービスを調達する際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価することを求める環境配慮契約法（2007年（平成19年））も制定されている。

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

グリーン購入法基本方針の特定調達品目に再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入

グリーン購入法基本方針における環境ラベルの活用を推進

※改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて令和8年度に検討を行う。

【目指す姿／取組指標】

グリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に、原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入。（2024～2030年度）

産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化【再掲】

経済産業省・環境省

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

【事業概要】

サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、製品の設計・製造から回収・再生・再利用に至るまでの**動静脈連携の強化が不可欠**である。CPsは、この連携を前進させるため、**産官学の連携**により、**担い手のネットワーク**、**具体的なプロジェクト組成とその社会実装・市場拡大**を一体的に推進する枠組みである。

再生材利用の拡大に向けて、環境配慮設計の高度化や、**製品設計、回収・選別、再生プロセスに至る最適化、地域循環モデルの構築**を進めるとともに、**取組の効果の可視化・評価ツールの高度化**を進める。**企業内人材の育成や普及啓発**を通じて、**消費者の理解・受容性向上**を図るとともに、これらの取組を**地方や中小企業へ展開**し、国内の基盤強化を図る。

情報流通プラットフォーム構築により、データに基づく資源循環の高度化と新たなビジネス創出を支える基盤整備を行う。

国際連携プロジェクトの組成や国際標準化の検討を進め、国内外における循環構築を推進する。

加えて、CPsの持続的な運営のあり方についても検討を進める。

【事業イメージ】



会員数：840者 ※

企業	685 社
業界団体	38 団体
自治体	33 自治体
大学・研究機関	28 機関
関係機関・関係団体	56 機関

**CE戦略推進
コミッティ**

**地域循環モデル
構築WG**

**CE情報流通PF
構築WG**

広報・啓発活動

**国際連携・標準化
WG**

※2026年3月1日時点

【今後の予定】

2026年度 → 2027年度 → 2028年度 → 2029年度 → 2030年度～

再生材利用拡大に向けた領域横断での連携促進

地域循環モデルの実証、評価ツールの高度化

地域循環モデル拡大（会員同士の連携拡大、海外発信等）

再生材の消費者受容性実証

製品設計へ展開

国際資源循環の検討

アジア等への制度・技術支援、インフラ輸出の実証・展開

競争力強化に資する国際標準選定

国際標準への適応、国内標準等との連動

行動変容の推進等に向けた広報、啓発活動等

【目指す姿／取組指標】

『資源自律的な経済成長』および『サステナブルな社会構築』の両立に向けた取組が進んでいる

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

【事業概要】

近年広がりつつあるシェアリングやリユース、リペア等のCEコマースは、その事業を通して、物品の稼働率の向上、利用期間の延長、物品寿命の延伸により、国内資源の有効活用につながるとともに、消費者との接点を活用し、製品廃棄段階における効率的な回収にも寄与し、国内資源循環への貢献も大いに期待できる。

そのため、CEコマースの国内需要を創出しつつ、消費者が安心して活用できる環境を整備するため、改正資源有効利用促進法において、シェアリング等の賃貸事業者やリペア等の修理加工事業者を新たに位置付け、事業者が満たすべき基準を設けた。

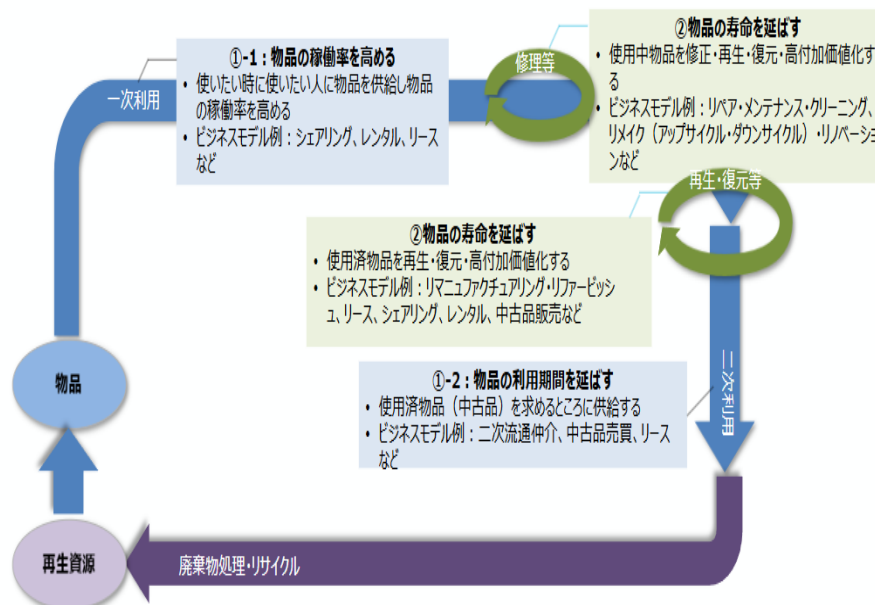
CEコマースの市場拡大においては、**使用済み製品の回収とその後の再利用の高度化に向けたメーカーとの連携も重要**。まずは**アパレル分野でのリユース実証を通じて回収・再利用のモデル構築とデータ活用による価値向上**を図りつつ、**今後は家電等の分野への展開**を図る。

利用者の安全・安心に関する懸念の払拭及び行動変容につながる**広報・啓発、優良事業者の可視化、公的機関によるCEコマースサービスの利用促進**等を通じて、需要創出を進める。

【今後の予定】



【事業イメージ】



【目指す姿／取組指標】

動静脈連携によるCEコマース市場拡大につながるビジネスモデルの構築、生活者におけるCE認知度及び行動実績者の増加。

1. (5) 社会的課題への対応

太陽光パネルのリサイクルの推進

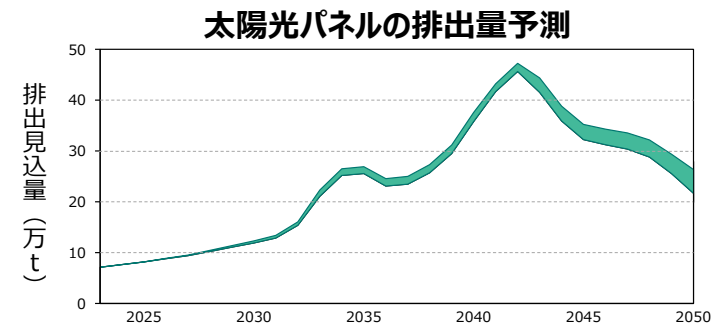
1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(5) 社会的課題への対応

【事業概要】

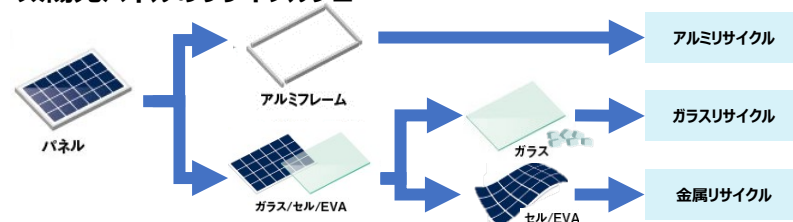
2030年代後半以降に大量廃棄が見込まれる使用済太陽光パネルについて、社会全体のコストの抑制を図りつつ、リサイクルに向けた処理体制を構築する観点から、新たな法制度により、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。**

これらの措置に加え、技術開発・設備導入等の予算措置や既存制度により、**リサイクル費用の低減・体制整備**を図り、規制を段階的に強化した上で、**太陽光パネルの廃棄に係る幅広い者へのリサイクルを義務化するために必要な環境整備**を図る。

【事業イメージ】



太陽光パネルのリサイクルフロー



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

第221回国会に法案を提出し、成立した場合は公布から1年半以内の施行を予定

リサイクルの費用低減・処理体制の整備のための取組

【目指す姿／取組指標】

- 目指す姿：太陽光パネルの幅広い廃棄に係る者へのリサイクル義務化。
- 取組指標：リサイクル量、リサイクル費用の推移等。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案 概要

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(5) 社会的課題への対応

- 太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずる。**

主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



太陽光パネル
リサイクル設備

④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

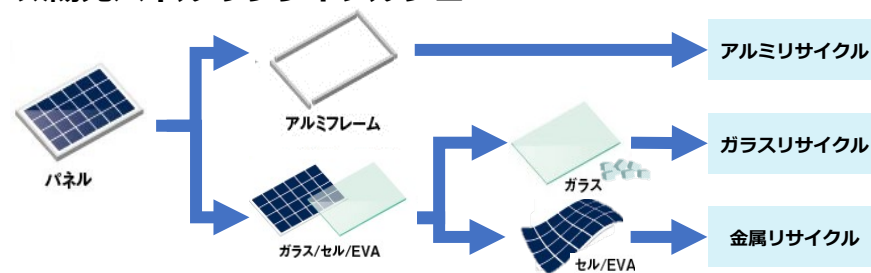
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から1年6か月以内で政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(5) 社会的課題への対応

【事業概要】

リチウムイオン電池は、火災の発生を防止するとともに、特定国に依存している重要鉱物資源が含まれ経済安全保障・産業競争力強化の観点から**回収・再資源化の促進も重要**。

政府として、製造から処理・再利用までの対策について取りまとめた「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」のうち、リチウムイオン電池の資源循環に関する取組については以下の通り。

1. 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進

製造事業者等によるリチウムイオン電池の自主回収・再資源化の取組。

2. 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援

廃棄物の再資源化を担う施設の火災を防止し、再生材（主にプラスチック）の質・量の安定供給確保するため、民間企業が有する廃棄物処理施設等における高度選別機や発火検知設備の導入支援。

3. 再資源化に係る技術開発及び設備導入支援

破碎・選別・無害化処理等の再資源化に係る技術開発や設備導入支援。

4. 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援

市民にとって利便性の高いリチウムイオン電池の分別回収体制の構築支援。

【事業イメージ】

リチウムイオン電池総合対策パッケージ

令和7年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議
(消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する(2030年まで)

① 国民・事業者への周知啓発

- 多様な媒体や多言語(英語、中国語等)を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信
- 情報を一元化するポータルサイトの設置
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施

② 製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底(経産)
- 連絡不当事業者の公表(経産)
- ネットパトロール事業による違法製品監視強化(経産)
- NITE[※]による発火原因究明の体制強化(経産) ※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示(経産)

③ 使用時の対策

- 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化(消費、消防、経産、環境)
- リコール情報の周知強化(消費、経産)
- 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知(国交)
- リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携(消防、経産)
- リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討(消防)

④ 廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進(経産、環境)
- 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応(環境)
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援(環境)
- 膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定(環境)
- 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化(環境、消費)

⑤ 処理・再利用の対策

- 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援(環境)
- 広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援(環境)
- 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援(環境)
- リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援(経産)

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

【目指す姿／取組指標】

「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づいた施策の実施

廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援

再資源化に係る技術開発及び設備導入支援

リチウムイオン電池の国内の十分なリサイクル体制の構築

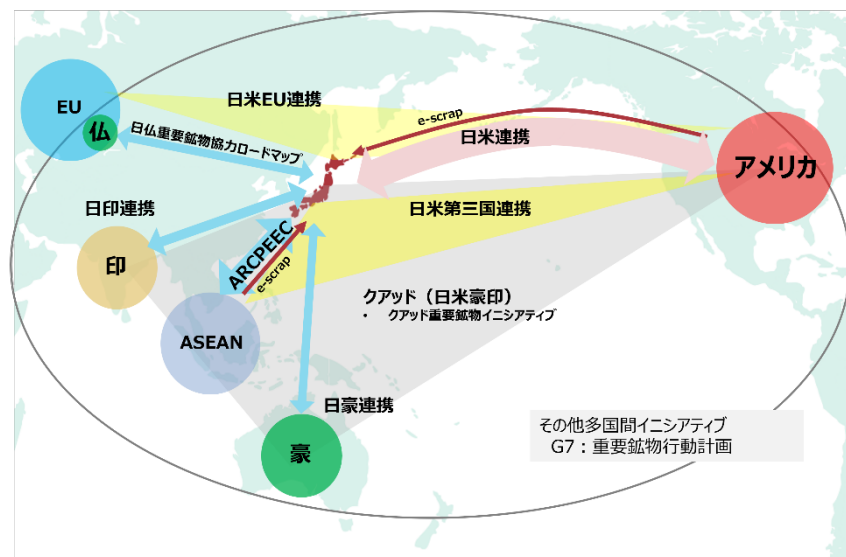
2. 日本をハブとする国際資源循環 ネットワークの構築化

【事業概要】

- e-scrap等を同志国間・同志国内において適切に循環させることで、環境上適正かつ有効に回収・リサイクルし、得られた重要鉱物等二次資源を我が国と同志国で確保する。
- 具体的には、「ASEAN主要国におけるE-waste/バッテリーの回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援」、「バーゼル条約に基づくPIC手続等効率化」等の施策や、米国、クアッド（日米豪印）、ASEAN、EU等の同志国・地域との外交枠組み・イニシアティブも活用し、同志国との連携を深め、我が国と同志国による国際的な資源循環ネットワークを構築する。
- アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組みにおいて、資源循環の取組を進める方向でパートナー国と調整する。

【事業イメージ】

国際資源循環全体像



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築に向けた、日米、クアッド、日ASEAN、日EU等を通じた同志国連携の強化

※個別施策の予定については、他の個票参照

【目指す姿／取組指標】

日本をハブとして、重要鉱物等が含まれる二次資源が同志国内、同志国間で循環される仕組みの構築。

- 重要鉱物等の安定的確保に向けて、マルチ、バイの枠組みで同志国による国際連携が動き出している。
- その中で、一次資源の開発や代替供給源の確保のみならず、電子スクラップ（e-scrap）等からの重要鉱物の回収・リサイクルによる二次資源の確保が位置づけられている。
- 今後、こうした枠組みを深化させ、**国際的な資源循環ネットワークを構築**することを目指す。その際、我が国の精錬技術等の優位性を活かし、**日本がハブとして役割を発揮**することが重要。

G7

- G7サミットにおいて**重要鉱物行動計画**が採択（2025年6月）
- 経済安全保障・安全保障を保護するためG7としての行動の一つに製造やリサイクルの多角化、国内実施が含まれた。また、重要鉱物に関するイノベーションの促進として、リサイクル、代替製品、循環経済などの分野での協力が含まれた。
- G7財務大臣共同声明（2025年12月）において、**重要鉱物サプライチェーンの多様化とリスク低減に向けた協力が盛り込まれた**。

米国

- 2024年の首脳会談で**日米の政策対話を通じた重要鉱物の循環性に関する協力強化**が盛り込まれ、同年9月の日米政策対話において、**日米の二国間協力（事前輸出入承認手続を米方式で電子化）、第三国連携（ASEAN）、e-scrap輸出入に係る国際ルール形成に合意**。
- 2025年10月の日米首脳会談において**合意された重要鉱物等に関する文書に、リサイクルに関する協力が盛り込まれた**。
- 2026年2月、**重要鉱物閣僚会合を開催**し、重要鉱物サプライチェーンの強化に向け、民間とも連携しつつ、リサイクルの取組強化にも言及。（同会合において、FORGE（資源の戦略地政学的関与に関するフォーラム）の立上げも発表）

クアッド（日米豪印）

- **クアッド外相会合**において**重要鉱物イニシアティブ**が設立された（2025年7月）。
- イニシアティブにおいては、協力を進めるプライオリティ事項として**e-wasteからの重要鉱物のリカバリーと再加工**が入った。また、**民間セクターと協力して投資の増加を促進**することとしている。
- クアッドの各国の取組とクアッド内の協力を進めつつ、**将来的にはASEANとの連携も検討**。

ASEAN

- **日ASEANサミット**において、**重要鉱物・e-waste循環パートナーシップ**が歓迎された（2023年9月）。
- 当該パートナーシップに基づき、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンの各国において**e-waste回収等の法令整備を支援し、民間連携・投資促進等**を実施。
- 各国で適切に回収・解体した**e-scrapを日本でリサイクルする国際資源循環体制**を構築中。
- **バッテリーを含む使用済自動車**が追加（2025年9月）。

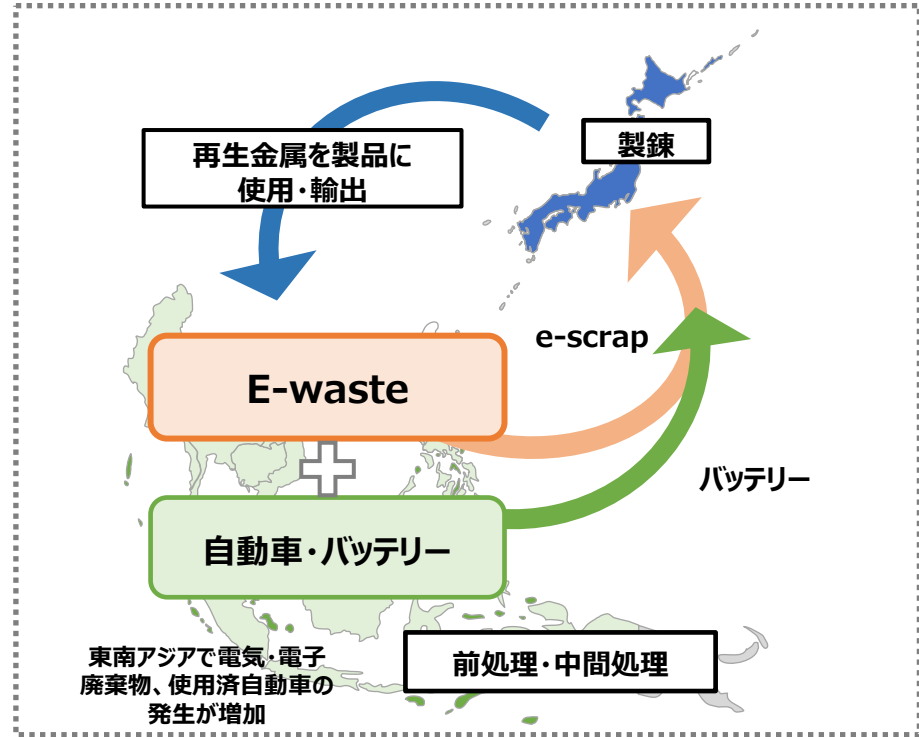
ASEAN主要国におけるE-waste/バッテリーの回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築化

【事業概要】

- 2023年の日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において合意し、2025年の同対話にて対象範囲が拡大された「電気電子廃棄物（E-waste）、使用済自動車（ELV）及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」に基づき、ASEANにおいて、重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等（E-waste等）を回収・処理し、国内の環境上・技術上優位性のある製錬施設等でリサイクルし、バリューチェーンで再利用する国際金属資源循環ネットワークを構築すべく、ASEAN主要国において、制度構築・能力開発及び日本企業との協働促進等を行う。
- E-wasteについては、リサイクル体制の整備に向けた協力を着実に実施すべく、調査計画に合意した主要5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）について、各種法制度整備や執行体制の強化等の支援、パイロットプロジェクトの実施等を通じた民間企業の連携促進等を進め、官民連携体制を構築し、資源循環ネットワークの確立を図る。
- 廃自動車・EVバッテリーについては、経済安全保障上重要な金属資源の回収・リサイクルに向け、ASEAN主要国で実態調査等を実施し、関係国等との協力体制を構築する。その後、国際資源循環ネットワークの構築に向け、取組を進める。

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

【E-waste資源循環】

制度構築支援、パイロット事業
行政の能力開発支援、民間協働支援等

日ASEAN国際資源循環ネットワークの確立に向けた、官民連携体制の強化

【ELV資源循環】

実態調査の実施、協力体制構築

【ELV資源循環】

制度構築支援、パイロット事業
能力開発支援、民間協働支援等

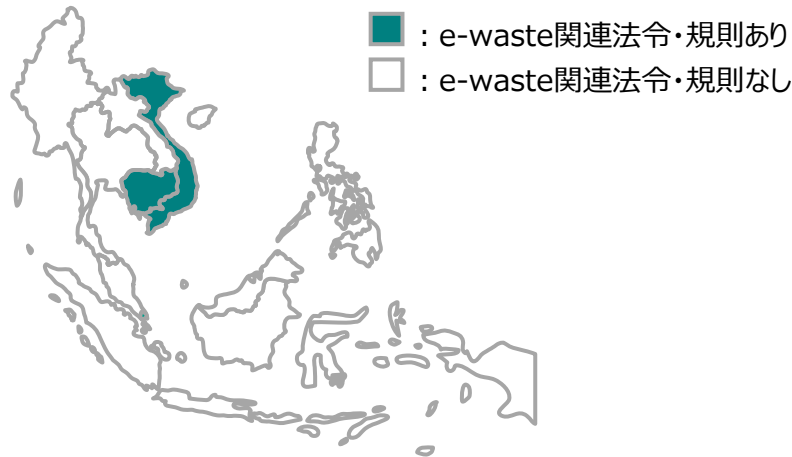
【目指す姿／取組指標】

レアメタルを含むe-scrapのリサイクル処理量を2030年に約50万トン（2020年比5割増）に増加

【参考①】ASEAN主要国におけるE-waste/バッテリーの回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築化

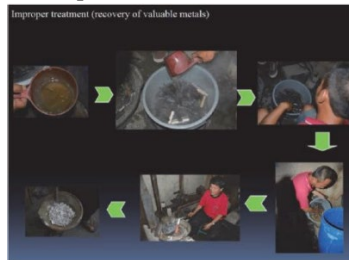
- アジアでは、電気・電子機器廃棄物（e-waste）の回収・処理等に関する法令整備が不十分であり、インフォーマルセクター等による不適正な処理やリサイクルによる環境汚染（※）が深刻な問題。
 （※）埋立、重金属流出による土壌・水質汚染、廃酸の河川流出による生態系破壊、野焼き・有害ガス吸引による健康被害等
- ASEANでは近年e-wasteの発生量が急増し、2016年時点で発生推計量が日本国内の発生量を超えており、今後も増加が予想される。



ASEANのe-waste関連法令・規則の整備状況
 (2024年時点) 2)



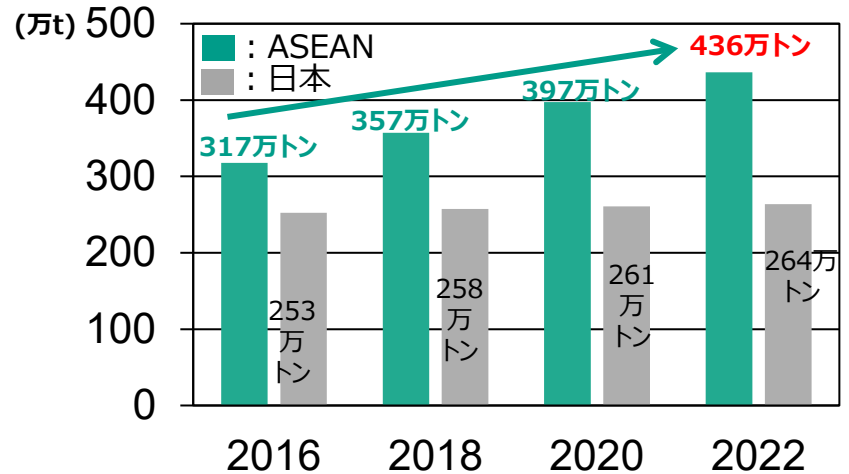
e-wasteの手解体³⁾



不適正な貴金属回収⁴⁾



ケーブルの野焼き⁵⁾



ASEANと日本におけるe-waste発生量¹⁾

1) Unitar, "The Global E-waste Monitor 2024"
 2) Unitar, "The Global E-waste Monitor 2024"を一部修正し作成
 3) JICA: Information collection and confirmation survey on E-waste management in Malaysia and neighboring countries (2014)
 4) Sukandar: E-waste disposal & health safety in 3R of E-waste (2009)
 5) NIES: International resource circularity of E-waste, Nies Research Booklet, No.57 (2015)

【参考②】ASEAN主要国におけるE-waste/バッテリーの回収や適正解体、リサイクル等に関する法令整備、民間連携等の支援

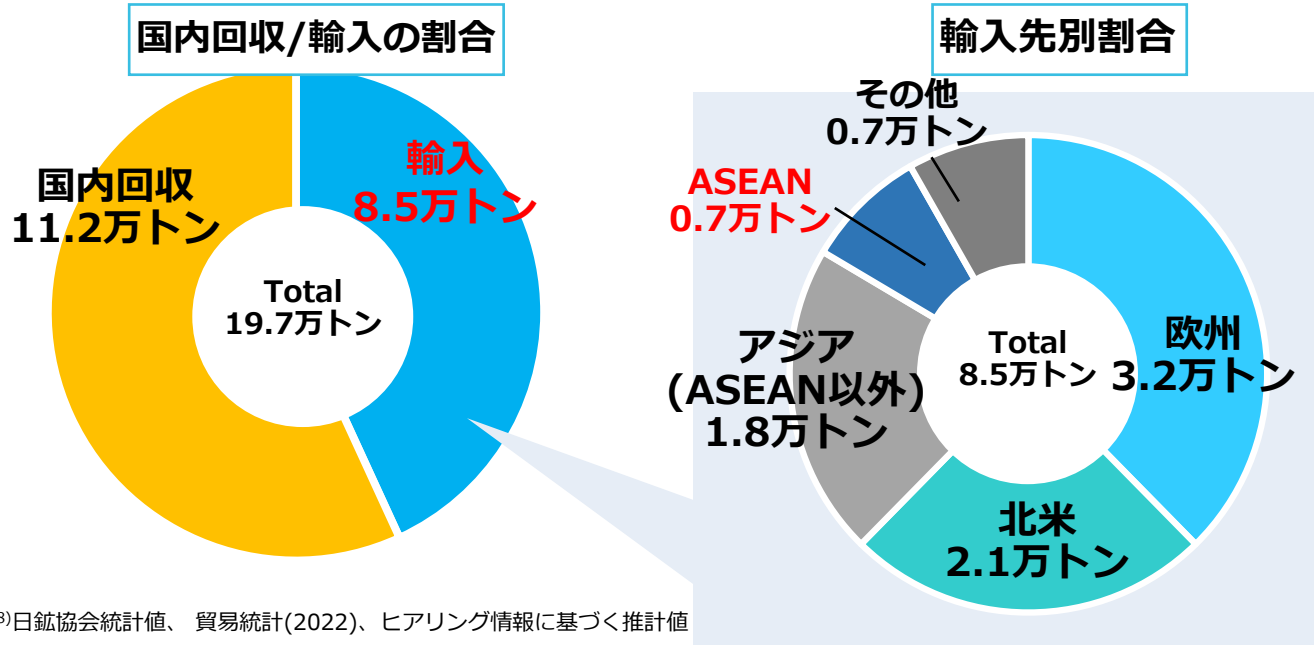
2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築化

- 日本は、国内で回収したe-wasteに加え、電子スクラップ（金属リサイクルに適した廃基板等）を輸入し、**高度かつ環境上適正な製錬施設で回収・リサイクル**を行っている（OECD国でのシェアは5割弱でトップ）。**処理量のうち4割強が輸入由来**（うち6割が欧米）。
- 一方、①EU等による域内での資源確保の動きが進み、②バーゼル条約の改正に伴うOECD加盟国間ルールの変更（※）等により、**今後、EUからの電子スクラップ（e-scrap）等の域外への輸出が厳格化される。**

（※）有害廃棄物の輸出入に関する手続は、OECD加盟国間でのリサイクル目的の電子スクラップ移動に関しては適用が除外されていたが、2022年のバーゼル条約改正決定に伴い、すべてのe-wasteが条約の規制対象となったことで、電子スクラップの規制はOECDで統一ルールを定めず、各国判断となった。（なお、日本はOECD加盟国間のルールは継続）

国内でリサイクル処理されるe-scrap*の内訳⁸⁾

*廃基板・廃蓄電池に限定した数値



e-waste



(UNU and UNITAR)

e-scrapの代表例：廃基板



(All Right Consultant & Development Co., Ltd.)

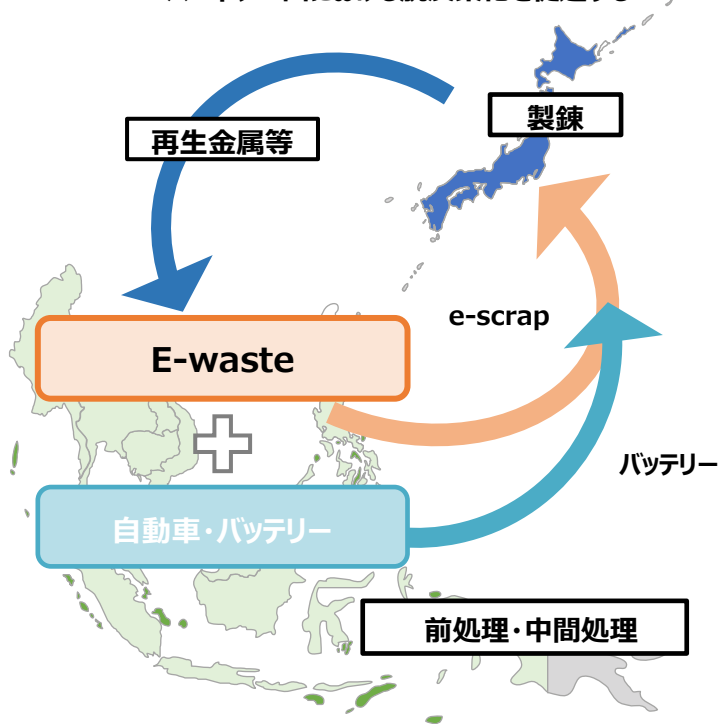
⁸⁾日鉱協会統計値、貿易統計(2022)、ヒアリング情報に基づく推計値

【参考③】重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携（e-waste、ELV及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ）

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築化

- 2025年9月の日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、「e-waste、ELV及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」に合意。E-wasteに加え、バッテリーを含む使用済自動車(ELV)に対象を拡大。
- e-waste、及びバッテリーを含むELVの環境上適切なリサイクルと重要鉱物等の再資源化の促進を通じて、関連サプライチェーンの脱炭素化に貢献する。回収や適正解体等を法令整備支援、技術支援を通じた規制及び執行体制の強化、民間企業の連携促進等により、環境上適正な資源循環を促進。

環境上適正な廃棄物管理の整備、民間企業の連携促進を通じ、電気電子廃棄物、及びELV等からの重要金属等のリサイクルを強化し、パートナー国における脱炭素化を促進する



想定される協力内容

1 e-waste、ELVの適正処理に係る法令整備等制度構築支援

ASEANにおける関連法令（収集、解体、処理に係る義務、EPR※等製造者の義務）や環境基準・ガイドライン等の整備支援を行う。また収集・解体・処理に係る登録や許可制度等の設定、環境基準適用等によりインフォーマルセクターの適正化を支援する。

2 能力開発支援

現地政府及び民間の能力開発を支援する。具体的には専門家の助言等により現地政府による法令の適正な施行や、事業者へのモニタリングの支援を行う。また、事業者に対して解体処置の技術や事業に関わる能力の向上をサポートする。

3 民間連携の促進

日本企業と現地企業の連携を促進する。
例：技術協力、合併企業の設立、現地企業への設備投資



リサイクル工場（ベトナム）



収集された使用済車両（タイ）

【事業概要】

1. 事前通告・同意回答手続（PIC手続）の効率化及び電子化

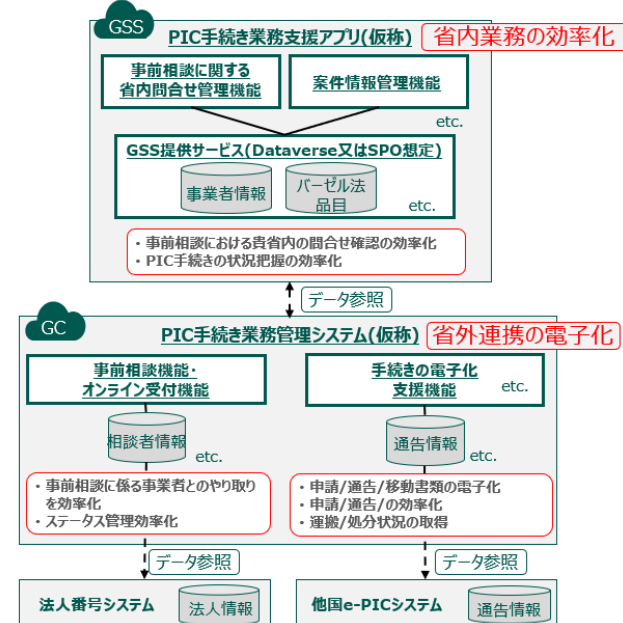
- 特定有害廃棄物等の輸出入に係るバーゼル条約において、輸出入の国間で義務となっている事前通告・同意回答手続（PIC手続）はその煩雑さから、1件あたり数か月程度時間を要する。
- 加えて、2025年1月から発行されたe-waste改正の影響でバーゼル条約において手続が必要な対象が拡大したことにより、手続数が増加しており、今後更なる負担増加が見込まれる。
- こうした背景から、PIC手続の電子化を実現し、1件当たりの所要時間を1か月程度まで短縮することを目指す。

2. 同志国間における輸出入手続の合理化

- 同志国内での二次資源の安定供給を確保し資源循環を促進するため、既存の同志国間連携の枠組みを活用し、同志国間での輸出入手続のさらなる合理化を図る新たなルール形成に取り組む。
- 具体的には、同志国間で一定の条件を満たす環境上適正な再資源化を目的とした輸出入が確認できた場合、関連手続を簡素化させ、国際的な再資源化を更に促進させることを目指す。

【事業イメージ】

事前通告・同意回答手続（PIC手続）の効率化及び電子化



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

1. 事前通告・同意回答手続（PIC手続）の効率化及び電子化

電子システムの機能詳細化

設計・構築
(電子化に向けて)

北米三カ国（米国・カナダ・メキシコ）や国内事業者との連携・手続電子化

他の国や地域の電子システムとの接続検討・調整

2. 同志国間における輸出入手続の合理化

二国間ベースで同志国との輸出入に係る連携の検討及び実現

二国間から多国間連携への移行、同志国の拡大

【目指す姿／取組指標】

2027年度末までに開発を完了し、2028年度から電子化を実現する。複数の同志国が連携し重要な二次資源が同志国間・同志国内で循環するためのルール形成。

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

地域の資源循環ビジネスの創出等のための伴走支援

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

【事業概要】

1. 自治体CE診断・ビジョン作成

循環経済への移行に向けた資源循環の取組を進めるにあたり、どう取り組むべきかわからない自治体に対し、アンケートやデータ分析を基に地域課題を整理し、マイスターからアドバイス、先進事例の知見を共有する。また、集合研修で地域の枠を超えた自治体職員との交流の場と事業計画づくりのスキームを提供する等、資源循環の取組のビジョンを作成するための伴走支援を実施する。2026年度には1年目に加え、2年目の支援コースを追加し、ビジョンの精緻化、パートナーの開拓、実証事業計画の作成までの伴走支援を実施する。

2. 循環型ビジネスモデル実証事業

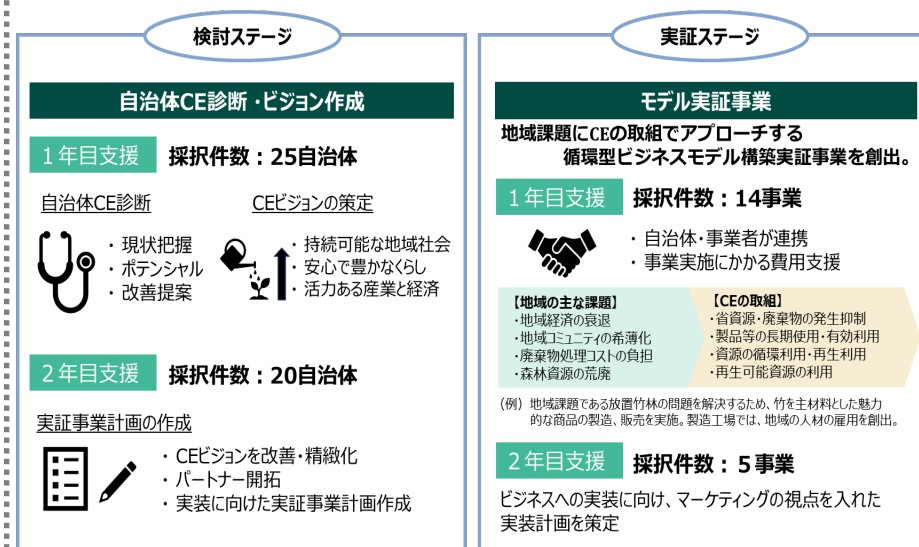
地域特有の課題に対し、資源循環の取組で解決するため循環型ビジネスモデルの構築に向けた費用支援及びマイスターによるアドバイス、知見の共有等の伴走支援を実施する。2026年度には1年目に加え、2年目の支援コースを追加し、ビジネスへの実装に向け、マーケティングの視点を入れた伴走支援を実施する。

(2025年度実績)

CE診断・ビジョン作成43件、モデル実証事業15件

【事業イメージ】

2026年度事業



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

循環型ビジネスモデル実証事業を実施

実証事業の横展開・拡大により、資源循環ビジネスを創出

【目指す姿／取組指標】

地域の課題を解決する資源循環に係るモデル実証事業実施件数：
 毎年14件
 (2025～2027年度)

再資源化が困難な地域資源の再資源化を推進するための 技術実証・設備導入支援等

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

【事業概要】

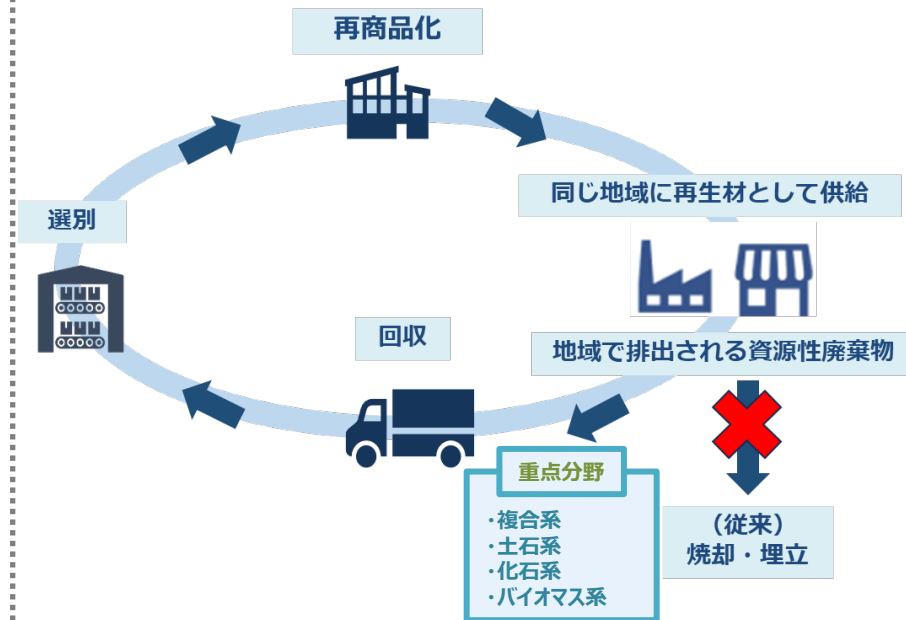
1. 地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

複合素材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化困難物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。重点分野として、廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系を想定し、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援し、地域連携を促進する。

2. 地域資源の活用に向けた再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

調査・モデル実証事業

技術実証・設備導入支援

実証事業の横展開・拡大により、地域循環経済への移行と地域経済の活性化を推進

【目指す姿／取組指標】

再資源化困難物のリサイクルの拡大

【事業概要】

脱炭素先行地域等の実現と横展開

地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現する脱炭素先行地域や、地域共生・地域裨益型再エネ、蓄電池等の導入を地方公共団体が支援する重点対策加速化事業の実現を通じ、間伐材や畜産廃棄物等を活用したバイオマス発電などを進め、国内資源を活用し地域経済の活性化に貢献する。

また、脱炭素先行地域等で得られたノウハウの周知・発信等を行うことで、地域主導の脱炭素の取組の横展開を進めていくとともに、地域資源の更なる活用に向けた検討を進める。

【事業イメージ】

○地域脱炭素のスキーム図



○地域資源の活用例



北海道上士幌町（畜産ふん尿を活用したバイオガスプラント）

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業の実現（2030年度までに実現）

ノウハウの周知・発信等による地域主導の脱炭素の取組の横展開

【目指す姿／取組指標】

脱炭素化と地域課題解決の同時実現

【事業概要】

市町村等のリサイクル推進施設整備の支援

市町村等が行うマテリアルリサイクル推進施設や有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設及び改良事業を支援することで、地域における資源循環を強化し、循環型社会の形成を図る。

○マテリアルリサイクル推進施設

廃棄物を材料・原料利用するために、選別・圧縮等の資源化を行うこと（資源リサイクル）を目的とした施設。

○有機性廃棄物リサイクル推進施設

生ごみ等の有機性廃棄物（バイオマス廃棄物）を、し尿及び浄化槽汚泥等と併せて処理する施設や、堆肥化、飼料化等の資源リサイクルを図る施設。

【事業イメージ】

リサイクル推進施設設備の例



リサイクルセンター



容器包装リサイクル推進施設



ごみ飼料化施設



汚泥再生処理センター

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

市町村等のリサイクル推進施設整備の支援

【目指す姿／取組指標】

廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図る。

【事業概要】

地域循環資源の徹底活用による地域活性化に向けた地方公共団体が行う意欲的な取組について、地方創生の観点から資金・人材・情報等の面で支援。

○地域未来交付金

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。

○企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除。令和2年度より新たに人材派遣型を創設。

○地方創生人材支援制度

国家公務員、民間企業社員等の人材を地方公共団体に派遣。令和8年度よりグリーン専門人材分野で循環経済に係る支援分野を拡充。

※その他関連施策

- 地方創生支援事業費補助金
- 地域環境資源を最大限活用した付加価値創出等推進事業

【事業イメージ】

地方創生の取組事例（支援事例）

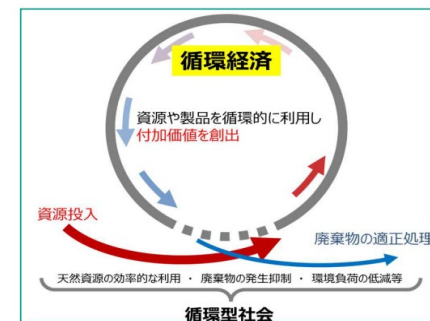


企業版ふるさと納税

＜鹿児島県大崎町＞
町内外の企業と協働し、リサイクル率日本一の町の取組を發展させた研究開発や人材育成等の様々なプロジェクトを推進。

地方創生人材支援制度

＜北海道清里町＞
「資源循環型脱炭素共生都市」の実現に向けて、民間企業のグリーン専門人材のノウハウを活用し、戦略策定等を推進。



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

○地域未来交付金による地方創生に資する事業に対する支援

○企業版ふるさと納税の活用による取組支援

○企業版ふるさと納税の活用による取組支援(適用期限が延長された場合)

○地方創生人材支援制度による人的支援の実施等

【目指す姿／取組指標】

地域循環資源の徹底活用による地域活性化。

【事業概要】

○産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援し、地域の経済循環を創出。

<対象事業>

①地域密着型（地域資源の活用）、②地域課題への対応、③地域金融機関による融資等、④新規性（新規事業）、⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業

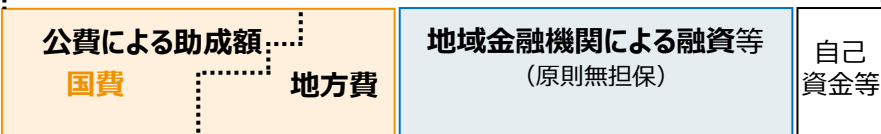
<交付率・助成上限額>

- 交付率（国から自治体への交付）
 - ・原則、公費助成の1/2
 - ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村 2/3、3/4
 - ・重点支援分野（地域脱炭素、若者・女性活躍） 3/4
- 助成上限額
 - ・原則、3,000万円。
 - ・融資額に応じて最大5,500万円までのかさ上げ措置あり。

【事業イメージ】

<事業スキーム>

← 民間事業者等の初期投資費用（施設整備・改修費、機械装置費、備品費等） →



<事業実施例>

木質バイオマスを活用したいしいたけ栽培（岩手県久慈市）



廃棄りんごを活用した酒造り事業（長野県下條村）



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

ローカル 10,000 プロジェクトの更なる推進による地域密着型事業の立ち上げ支援

【目指す姿／取組指標】

- ・ローカルスタートアップの創出・拡大。
- ・ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）活用事業における継続事業の割合：95%（2025年度～2029年度）

適正なリユース市場の規模拡大に向けた施策パッケージ

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

【事業概要】

1. リユース業の信頼性向上

・安全・安心なリユース市場を創出するため、優良事業者ガイドラインを策定

・優良事業者を評価・後押しする仕組みづくり

2. リユースに触れる機会の拡充

・リユース接触機会の拡充に向けたモデル創出

・リユース促進に関する各種キャンペーン、リユースのメリット等の発信・教育促進

・自治体でのリユース推進を目的に、リユース先進自治体の拡大

3. リユース需要の喚起

・リユース品の公共調達等の推進を目的に、自治体への実態・ニーズ調査や、グリーン購入法への反映等

4. リユース促進に向けた基盤づくり

・リユース等による環境面や社会面、経済面に関する様々な効果の『見える化』

・国内外のリユースに係る重点調査

【事業イメージ】

リユースショップ[®]を利用

お住いの近くに店舗があるかも!



最近HPを用意している店も多いです!

フリマアプリで参加

スマホ1つで、気軽に出品・購入が可能!



市町村の取組に参加

市町村がリユース品を回収・販売する例も増えています!市町村のHPを確認!



交換イベントに参加

近くのフリーマーケットに立ち寄ってみては?



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

- ・優良事業者ガイドラインの策定
- ・先進事例の創出
- ・リユース先進自治体の拡大
- ・リユース品の公共調達等の推進
- ・国内外のリユースに係る重点調査

- ・優良事業者等への支援
- ・リユース先進自治体支援や公共調達に関する取組の見直し・検討
- ・長期的トレンドを踏まえた調査・検討・発展

- ・リユース価値の『見える化』
- ・リユース促進キャンペーン、リユースのメリット等の発信・教育促進

【目指す姿／取組指標】

- ・リユース市場規模 →4.6兆円
- ・リユース業者等と協働取組を行う自治体数 →600自治体
- ・生活者におけるリユース実施率 →50%

【事業概要】

1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する、市町村等に対し、農林漁業者などを含めた関係者による計画策定・体制整備、地域人材の育成等を推進する。

2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う、地域内循環利用施設（例：バイオマス発電施設、マテリアル製造施設、肥料製造施設、水産業共同利用施設、エネルギーマネジメントシステム(VEMS) 等）の整備等の取組を推進する。

【事業イメージ】

農林漁業循環経済地域のイメージ

農山漁村の地域資源

- ・農業残渣（もみ殻等）
- ・家畜排せつ物（ふん尿）
- ・食品廃棄物（規格外品等）
- ・資源作物（ソルガム等）
- ・林地残材

地域のバイオマス由来の原料供給

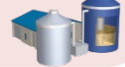


バイオ関連プラント等

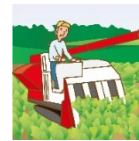
- 【再生可能エネルギー】
- ・バイオマス発電（メタン発酵・木質熱、営農型太陽光発電等）

【マテリアル製造】

- ・堆肥、バイオ液肥、バイオ炭、飼料添加剤（ギ酸）、液化メタン、水素、バイオエタノール、BDF等



農山漁村における資源・エネルギーの地域内循環



我が国における安定的な食料生産の確保

肥料、資材、燃料、再エネの供給

農地・農林漁業関連施設等

- ・農業用ハウス、畜舎・農業用機械
- ・農地（畑、水田）・食品加工施設
- ・木材加工施設
- ・地域活性化施設等



市町村等による、**農林漁業循環経済先導計画の策定**や、**地域内循環利用施設の整備**等（例：バイオマスプラント等）の取組を関連予算で推進

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

農林漁業循環経済の構築に取り組む地域の拡大

【目指す姿／取組指標】

- ・農林漁業循環経済の構築に取り組む地域を2030年度までに、**全国で100件創出**することで**資源・エネルギーの地域内循環**を実現。

中高層等の木造建築の推進や木質系新素材の技術開発を通じた森林資源の循環利用の確立

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

【事業概要】

1. 中高層建築物等への木材利用の拡大

木材利用による温室効果ガスの排出削減の効果の見える化に係る制度も活用しつつ、中高層建築物等の木造化・木質化による木材利用の拡大のため、製材・CLT等に係る技術開発・普及、木造建築物の設計者・施工者の育成を推進する。

2. 木質系新素材の技術開発・実装

建材等に利用できない木材を余すことなく付加価値の高い用途に活用するため、化石資源由来プラスチックの代替として活用が期待される改質リグニンの社会実装に向け、大規模製造技術実証への支援など、木質系新素材の技術開発・実装を推進する。

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

中高層建築物等への木材利用の拡大

木質系新素材の技術開発・実装

【目指す姿／取組指標】

<目指す姿>
森林資源の循環利用の確立

<取組指標※>
・建築用材等の国産材利用量 2600万m³
(R6年実績 約1,800万m³)
・木質系新素材の指標を新たに設定。

【事業概要】

1. 長期優良住宅の普及・促進

- 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅※の普及を促進する。

<参考> 2025年3月時点で累計約174万戸

※長期優良住宅認定制度について

長期優良住宅の建築及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁に申請することで認定を受けることが可能。

- 長期優良住宅の新築への補助として「みらいエコ住宅2026事業」を、既存住宅の長寿命化改修への補助として「住宅・建築物省エネ等改修推進事業」を実施し、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を確保した住宅ストック形成を推進する。

2. 改正空家法に基づく取組等による空家の適切な管理・活用の推進

- 改正空家法（令和5年12月施行）に基づく

- ・管理不全空家等に係る制度的確な執行
- ・空家等管理活用支援法人制度の活用促進 等により、

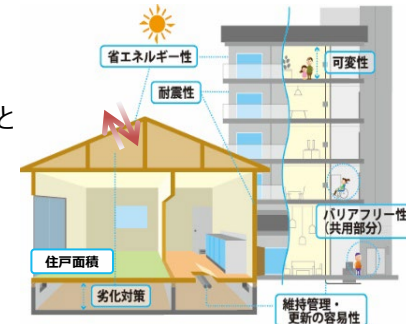
空き家の早期活用や適切な管理を促進するなど総合的に空き家対策を推進する。

【事業のイメージ】

【長期優良住宅における主な要件】

- ①長期にしようするための構造及び設備を有していること
- ②居住環境等への配慮を行っていること
- ③一定面積以上の住戸面積を有していること
- ④維持保全の期間、方法を定めていること
- ⑤自然災害への配慮を行っていること

長期優良住宅の主な「認定基準」



【空き家の活用】

改正空家法に基づく取組等による空き家の適切な管理や空き家の活用を促進。



(例) 地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

長期優良住宅の普及・促進

改正空家法に基づく取組等による空家の適切な管理・活用の促進

【目指す姿／取組指標】

○住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合15%(2035年)

○腐朽・破損がある使用目的のない空き家数【約95万戸(2023年)⇒100万戸程度に抑える(2035年)】

【事業概要】

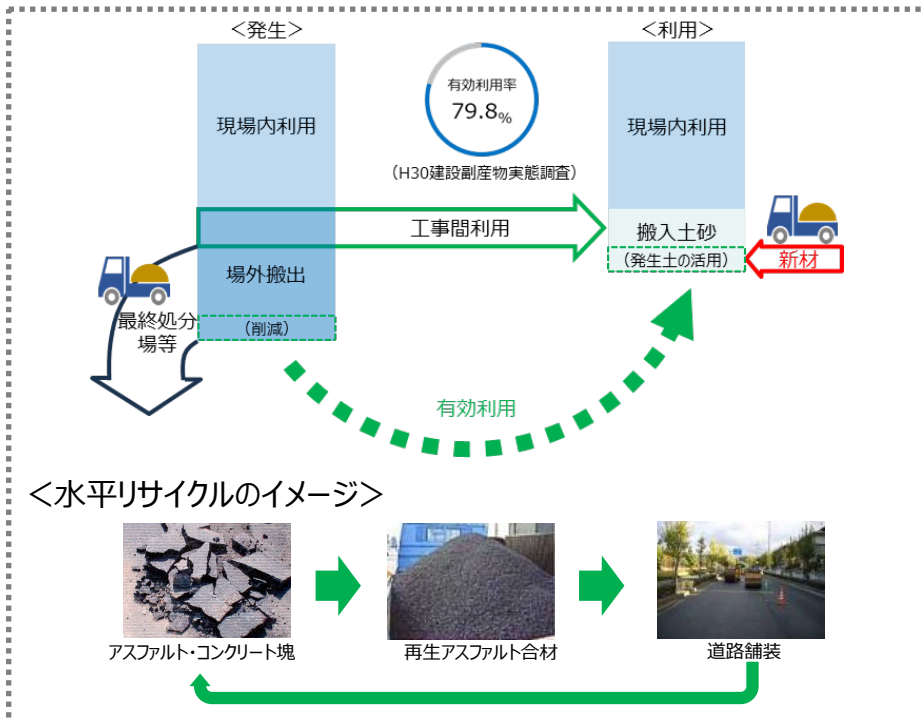
1. 建設発生土の有効利用促進

再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、現場内・工事間利用等の有効利用を推進する。

2. 建設廃棄物のリサイクル推進

建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、需要拡大のための取組を推進していく。
また、需要を踏まえて、水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上を図っていく。

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

実態調査等の結果を踏まえ、
基準等の記載事項を整理

官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化

建設廃棄物を同種の製品として再生・利用する「水平リサイクル」、
需要拡大のための取組を推進

【目指す姿／取組指標】

建設リサイクルの
高度化。

【事業概要】

1. 予防保全型メンテナンスへの早期転換

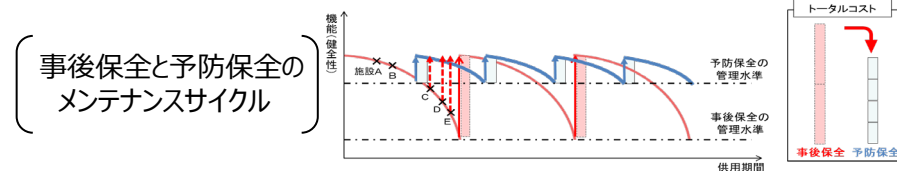
高度経済成長期以降に集中的に整備された道路、河川等のインフラの老朽化は加速度的に進行しており、老朽化対策は喫緊の課題である。

「**予防保全型**」のインフラメンテナンスへの早期転換を図り、損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現する。

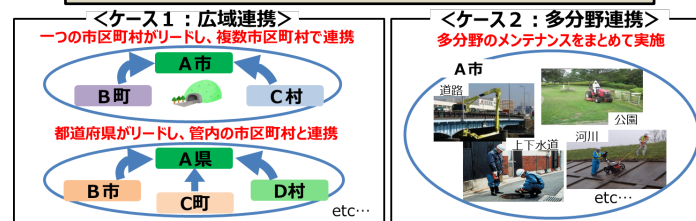
2. 「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の推進

効率的・効果的な維持管理に向け、個別施設のメンテナンスのみならず、**既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、複数・多分野のインフラを「群」として捉え、マネジメントを行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」**を推進する。

【事業イメージ】



地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換

「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の全国展開に向けて手引き等を活用し、ノウハウ等を展開

進捗状況に応じて継続的に実施。

【目指す姿／取組指標】

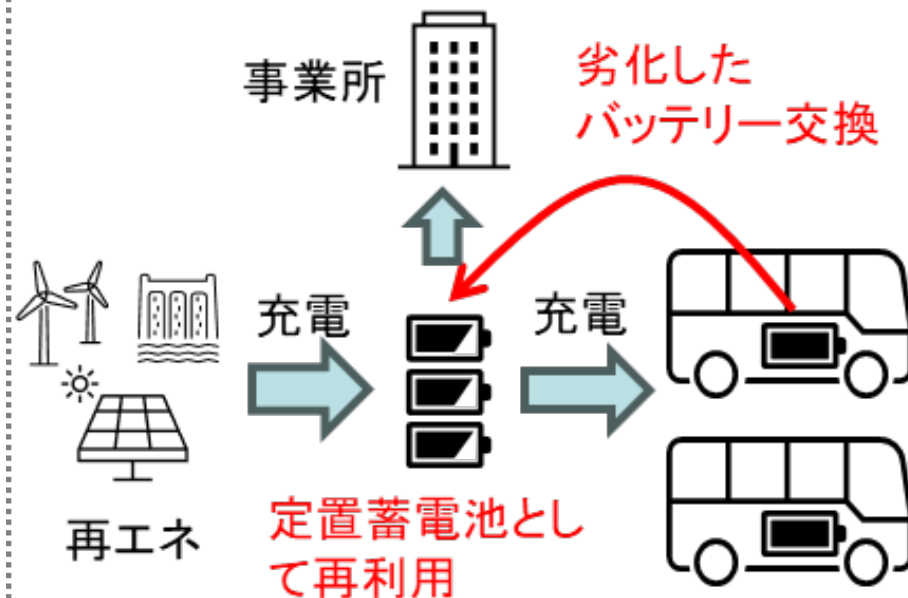
「予防保全型」メンテナンスサイクルの確立。

【事業概要】

○ EV、再生可能エネルギー、蓄電池（劣化バッテリーの再利用）を組み合わせた、地域内経済循環及びエネルギー自給率向上を図る地産地消モデルの実証事業を実施する。

○ その成果を含めた商用電動車の導入ガイドラインの策定や電動車の性能等の評価検証・公表制度の創設に向けた調査検討を行うことで全国展開を図る。

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

【目指す姿／取組指標】

商用電動車の劣化バッテリーの定置用蓄電池への転用実証

商用電動車を利用した再エネ地産地消モデルの実証

追跡調査・追加実証試験等

導入ガイドライン策定/
性能評価検証・公表制度の創設

周知

商用電動車を利用した再エネ地産地消モデルの全国展開。

【事業概要】

2050年カーボンニュートラルや森林資源の循環利用の実現に向けて、近年の建築基準の合理化と併せて、優良な木造建築プロジェクトに対する支援、設計・施工等の担い手の育成等を総合的に進めることにより、中大規模建築物における木材利用を促進する。

1. 優良な木造建築プロジェクトへの支援

炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

2. 担い手の育成及び情報提供

中大規模木造建築物に取り組む設計者等の担い手育成や技術情報の提供、建築主等に向けた維持管理情報の提供等により、建築物への木材利用促進のための環境整備を行う。

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

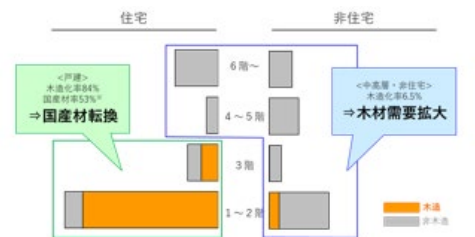
2030年度～

中大規模建築物における木材利用の促進に向けた環境整備

【事業イメージ】



森林資源の循環利用のイメージ



新築の木造化率

※ 木住協会員を対象とした令和5年竣工実績による
(出典) R6年度建築省工設計1、(一社)日本木造住宅産業協会調査



地下1階・地上9階建て
混構造オフィスビル



写真@坂下智広
集成材とCLTを使用した
都市型木造集合住宅

【目指す姿／取組指標】

中大規模建築物
等への木材利用の
拡大。

【事業概要】

1. 下水汚泥資源の肥料利用の推進

リン等の肥料成分を含有する下水汚泥資源について、肥料として最大限の利用を行うため、下水汚泥資源の肥料利用の取組を安全性にも配慮しつつ推進する。具体的には、肥料化施設の整備支援、下水汚泥中の重金属の分析支援、公共施設における利用促進に向けた普及啓発や、原料供給者、肥料製造事業者、農業者等の利用者間のマッチング機会の創出等を実施する。

2. 下水汚泥資源のエネルギー利用の推進

下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスなど、下水汚泥資源の化石燃料代替エネルギー源としての活用を推進する。

【事業イメージ】

＜＜肥料利用例（コンポスト化）＞＞



＜＜エネルギー利用例＞＞



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

肥料化施設の整備等を支援

公園等の公共施設での利用促進

肥料関係者間の連携強化等を支援

創エネルギーの取組を推進

【目指す姿／取組指標】

・下水汚泥肥料利用率
2023年度 15%
→ 2030年度 30%

・下水道バイオマスリサイクル率
2013年度 25%
→ 2030年度 45%

【事業概要】

1. 食品ロス削減推進事業

食品ロス削減の推進に資する以下取組等を実施する。

- ・事業者等による商慣習の見直し、AI需要予測等の先進的な取組推進。食品寄附者が安心して寄附できる環境を醸成するためフードバンク認証制度を2026年度より開始する等、食品寄附の促進。事業者による取組を適正に評価・開示する仕組みの構築。
- ・自治体の取組を推進するための食品ロス削減推進計画策定の支援、地域内の食品ロス量や取組の見える化、優良事例の発信・横展開。
- ・消費者の行動変容を促す「てまえどり」や「mottECO」等の普及啓発。

<2023年度食品ロス量推計値>

家庭系食品ロス 233万トン（50%削減目標まで残り17万トン）

事業系食品ロス 231万トン（60%削減目標まで残り12万トン）

2. 食品リサイクル促進事業

食品リサイクルの促進に資する以下取組等を実施する。

- ・登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度の認知拡大、活用促進のため優良事例の発信や事業者等との意見交換の実施。
- ・食品リサイクルの効率化、高付加価値化等先導的な取組を推進。

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

事業者、NPO、自治体、消費者等の多くの関係主体による取組の推進

先進的事例の創出、全国への横展開を実施 等

施策状況を踏まえた
更なる取組の推進

【事業イメージ】



食品ロス削減・食品寄附促進
アプリ等の活用



mottECO（食べきれなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る行為の愛称）の普及



食品ロス削減推進表彰による
優良事例の発信

【目指す姿／取組指標】

食品ロス削減目標（2000年度比で2030年度までに）

- ・家庭系 50%減早期達成
- ・事業系 60%減

再生利用等実施率目標（2029年度までに）

- ・製造業95%
- ・卸売業75%・小売業65%
- ・外食産業50%

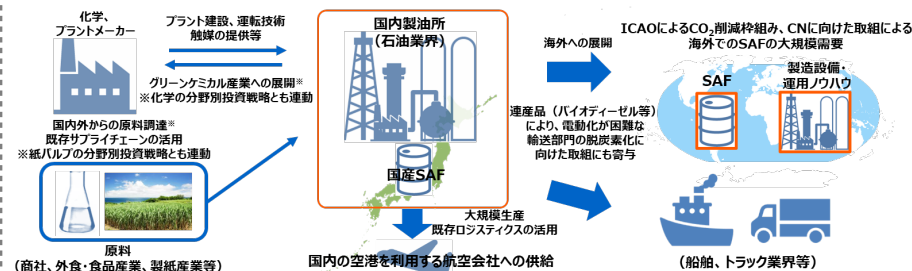
【事業概要】

●GXを通じたエネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に資するSAFの製造プロジェクトについて、国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制の構築に向け、国内で大規模なSAF製造を行う事業者等に対して、設備投資等を支援する。

●アジア圏におけるSAFの市場規模は約22兆円と見込まれており、航空需要が拡大するアジア圏へ国産SAFを供給するとともに、SAFの製造設備・ノウハウ等を波及させていくことで、巨大なSAF市場の獲得を目指す。

●SAFの製造・供給に向けた取組により、他業種との連携を通じた新たなサプライチェーンが構築される等、国内産業への波及効果を生み出す。

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

FEED
(設計)

EPC (建設)

SAF供給

【目指す姿／取組指標】

我が国は、2030年時点のSAF使用量として、「本邦エアラインによる燃料使用量の10%をSAFに置き換える」との目標を設定。2030年頃のSAF需要に貢献しうる商用規模でのSAF生産を目指す。

【事業概要】

CO2削減効果の高いSAFの国内空港における供給・利用拡大に向け、以下に示す事業をはじめとする各種環境整備を行う。

主な取組

1. 国産SAFの国際認証取得

国産SAFのCORISIA認証取得に向けたSAF製造事業者支援を通じて、原料・製法多様化・環境価値運用を後押しする。

2. 国内空港におけるSAF利用の可視化

SAFの利用促進には、利用者自身がSAFによりどれだけCO2排出量の削減に貢献したか把握できることが重要。空港・物流事業者・エアライン等と連携し、SAF利用とCO2削減効果の利用者への可視化制度の拡充と普及を進め、SAF利用に向けた機運醸成につなげる。

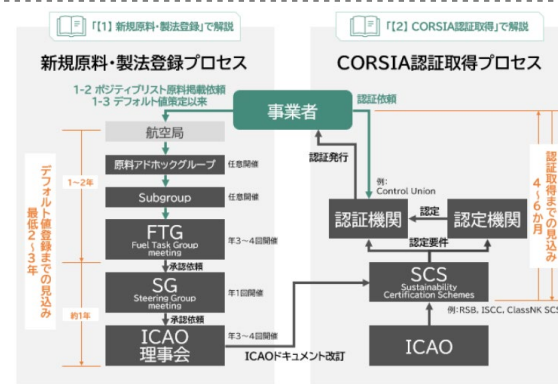
【R8年度以降の取組例】

- ① 航空輸送利用者間の排出（Scope3）削減の考え方を示す「SAF利用可視化ガイドライン」を利用者ニーズを踏まえて改訂
- ② SAF利用可視化・SAFによるScope 3削減の理解促進のためのセミナーを実施
- ③ グリーン購入法特定調達品目への打ち込み

【事業イメージ】

1. 国産SAFの国際認証取得

実績事例：ココナッツエスタ



2. 国内空港におけるSAF利用の可視化



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

1. 国産SAFの国際認証取得

※時期はパイロット事業ごとに異なる

事業A

① 事業提案受付・検討

② ICAO WG5 提案→原料登録

③ サプライチェーン CORISIA認証取得

事業C ①

②

事業B ①

②

③

2. 国内空港におけるSAF利用の可視化

① SAF利用可視化ガイドラインの改訂

※航空局内の知見を蓄積し、以降段階的な内製化を図る

② 継続的に理解促進セミナーを実施

③ グリーン購入法特定調達品目への打ち込み

【目指す姿／取組指標】

- ・2030年時点の本邦航空運送事業者による燃料使用量10%をSAFに置き換え。
- ・2050年までのカーボンニュートラル達成。

SAFの供給拡大に向けた資源循環の促進

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

【事業概要】

バイオ燃料の原料となりえる廃棄物由来のバイオ燃料を促進するため、原料回収や技術面における課題解消のための実証事業や事業支援等を実施する。

1. 調査・実証事業（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）

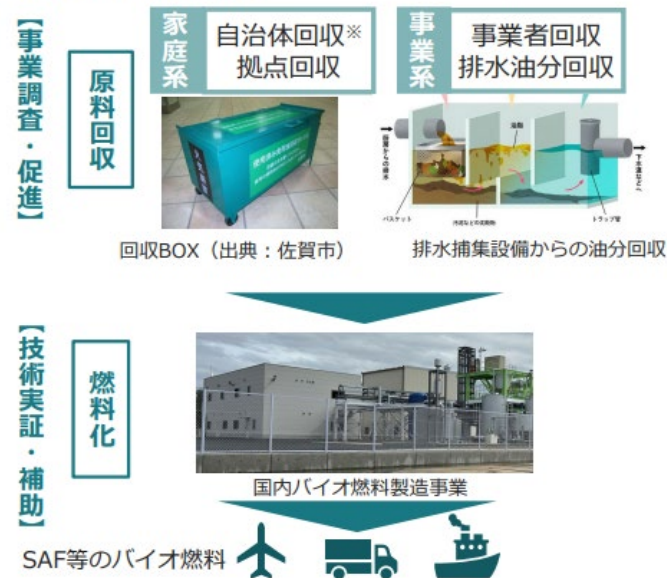
SAFやBDFといったバイオ燃料について、省CO2型の回収又は生産を行う技術実証を支援。

2. 原料回収に係る促進事業（地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業）

SAF原料等のバイオマス系も含めた地域で未利用資源廃棄物について、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援。

【事業イメージ】

例：廃食用油の場合



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

廃食用油等

事業性調査の実施
優良事例の横展開

排水捕集設備（グリーストラップ）

合理的な回収方法の確立
燃料化への技術実証

社会実装支援

【目指す姿／取組指標】

国内におけるSAF原料等の確保や再資源化等を通じ、国内SAF供給体制の構築を後押し。

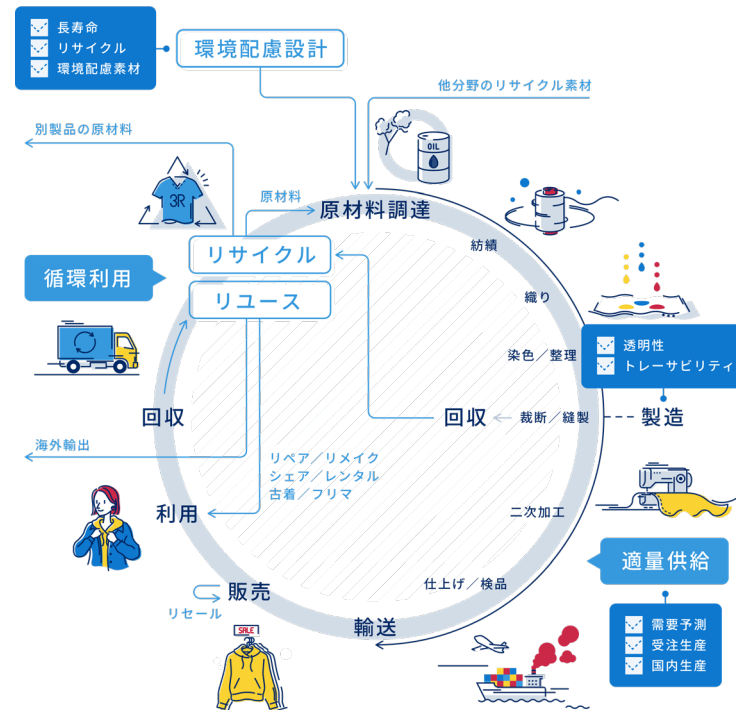
【事業概要】

サステナブルファッション推進に向けた取組

2030年度時点において、家庭から手放される衣料品のうち、廃棄されるものを2020年度比で25%削減することを目指し、2026年3月に策定された「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」にて示された施策の方向性のもと、以下の取組等を実施する。

- 行政回収による衣類資源の質・量の向上
- 民間回収の全国展開、マッピング等による回収拠点の見える化
- 再資源化量増加に向けたプロジェクト等支援、新たな再資源化手法に関する調査・検討
- リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進
- 衣類を長く大切に使う機運の醸成、生活者の行動変容の促進
- 環境配慮製品の販売促進、需要創出に関する環境整備

【事業イメージ】



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

衣類等の行政回収ガイドラインの策定

衣類回収システムの構築・強化、先進事例の創出・横展開

「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」を通じた取組等によるサステナブルファッションの推進

【目指す姿／取組指標】

2030年度時点において、家庭から手放される衣料品のうち、廃棄されるものを2020年度比で25%削減する。

使用済紙おむつリサイクルの推進

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

【事業概要】

紙おむつは高齢化社会により、今後排出量が多くなる見込み（一般廃棄物に占める割合は、2023年度時点では約5.5%から2030年度は6.6～7.1%に）。紙おむつは、殺菌処理などをした上でリサイクルが可能である。使用済み紙おむつのリサイクルの推進に向け以下の取組を行う。

1. 自治体支援

自治体の紙おむつリサイクル導入に向けた調査やモデル実証など伴走支援事業を実施する。

2. 紙おむつリサイクルに関する情報提供

令和8年4月に改定した紙おむつリサイクルガイドラインなど、関連情報の提供を強化し、リサイクルの導入検討を支援する。また、関係者間の連携強化のため、検討の場を設ける。

3. リサイクル技術開発や設備導入への支援

リサイクル関連予算を通じて、紙おむつリサイクルに関連する技術開発や設備導入を支援する。

【事業イメージ】

【想定されるシナリオ】

人口構造の変化により紙おむつ排出量が増加

紙おむつがごみ全体に占める割合が上昇

焼却・埋立を維持すると

処理システム全体として焼却・埋立へ依存

×循環経済への移行

【政策の3本柱】



紙おむつリサイクル

自治体支援

情報提供

設備導入等の支援

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

自治体支援、情報提供、技術開発・設備導入支援

150自治体
が実施・検討

【目指す姿／取組指標】

2030年度までに使用済紙おむつのリサイクルを実施又は検討する自治体数を150とする。

4. 資源循環分野の国際ルール形成

【事業概要】

資源循環に関する目標・指標設定やその情報開示は、製品・サービスの競争力、企業の資金調達力等に直結するものの、TCFDやTNFDのように国際的な枠組みが確立されていないため、国際ルール形成を主導すべく、以下の取組を推進（内閣府BRIDGE事業等）。

1. 企業の資源循環分野の評価・情報開示スキームの確立

WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）等が開発するグローバル循環プロトコル（GCP）の改善を主導・貢献。指標の改善、金融の側面での検討推進。

2. 循環性指標の標準化戦略の立案と推進

バリューチェーンごとの特性等を踏まえた企業・製品の循環性指標を開発するとともに、指標の国際標準化に向けた戦略を策定。併せて、関係する国際チャネルにおいて、標準化に向けた活動を実施。

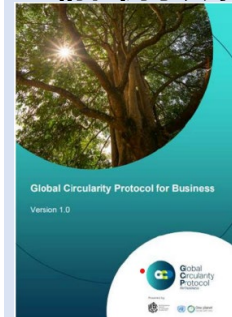
3. 投融資ガイダンスによる資源循環分野への投資促進支援

金融機関や投資家および資源循環の取組を行う企業に向けて、GCPに基づく情報開示及び、開示情報を活用した資源循環分野への投融資の促進をするガイダンスの作成。

【事業イメージ】

<国際>

1. 資源循環分野の情報開示スキームの開発



開示フレームワーク
4つの柱

報告範囲
Scope
A, B, C, D

2. 循環性指標の標準化戦略の立案

指標ロングリスト
VCごとの循環性指標整理

重要指標の特定
国際競争力等における
重要性評価

環境
負荷
削減
効果

推計
方法

3. 国際ルール形成に向けた活動

G7

COP

ISO

国際資源
パネル

<国内>

投融資ガイダンスの作成

ガイダンス普及促進策の実施

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

GCPver1.0の改善に向けた検討・インプット

GCPver2.0、セクター別ガイダンスの策定に向けたインプット

循環性指標の開発

標準化活動や国際会合におけるルールの普及

投融資ガイダンスの作成・ガイダンス普及に向けた取組

【目指す姿／取組指標】

循環経済の国際ルール形成を主導し、日本企業の強みを反映。

日本企業への投資促進や世界の循環経済市場における日本企業の競争力を強化。

【事業概要】

サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、製品の設計・製造から回収・再生・再利用に至るまでの**動静脈連携の強化が不可欠**である。CPsは、この連携を前進させるため、**産官学の連携**により、**担い手のネットワーク、具体的なプロジェクト組成とその社会実装・市場拡大**を一体的に推進する枠組みである。

再生材利用の拡大に向けて、環境配慮設計の高度化や、**製品設計、回収・選別、再生プロセスに至る最適化、地域循環モデルの構築**を進めるとともに、**取組の効果の可視化・評価ツールの高度化**を進める。**企業内人材の育成や普及啓発**を通じて、**消費者の理解・受容性向上**を図るとともに、これらの取組を**地方や中小企業へ展開**し、国内の基盤強化を図る。

情報流通プラットフォーム構築により、データに基づく資源循環の高度化と新たなビジネス創出を支える基盤整備を行う。

国際連携プロジェクトの組成や国際標準化の検討を進め、国内外における循環構築を推進する。

加えて、CPsの持続的な運営のあり方についても検討を進める。

【事業イメージ】



会員数：840者 ※

企業	685 社
業界団体	38 団体
自治体	33 自治体
大学・研究機関	28 機関
関係機関・関係団体	56 機関

**CE戦略推進
コミッティ**

**地域循環モデル
構築WG**

**CE情報流通PF
構築WG**

広報・啓発活動

**国際連携・標準化
WG**

【今後の予定】

2026年度 → 2027年度 → 2028年度 → 2029年度 → 2030年度～

再生材利用拡大に向けた領域横断での連携促進

地域循環モデルの実証、評価ツールの高度化

地域循環モデル拡大（会員同士の連携拡大、海外発信等）

再生材の消費者受容性実証

製品設計へ展開

国際資源循環の検討

アジア等への制度・技術支援、インフラ輸出の実証・展開

競争力強化に資する国際標準選定

国際標準への適応、国内標準等との連動

行動変容の推進等に向けた広報、啓発活動等

【目指す姿／取組指標】

『資源自律的な経済成長』および『サステナブルな社会構築』の両立に向けた取組が進んでいる。

5. 循環経済を国民運動に

【事業概要】

1. 循環経済に関する日本の取組事例の収集と国内外への発信・共有

- 循環経済に関する国内企業への情報共有
- 国内企業の取組事例の収集・国外への発信
- 海外の循環経済に関する団体等との連携

2. 循環経済促進に向けた対話の場の設定／ 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成

- 官民対話の場を通じた国内外の政策理解
- 事業者間連携の強化を目的とし、対面によるワークショップを開催
- ビジネス交流会による事業者間連携の機会の創出

循環経済パートナーシップ (J4CE)

英語名 : Japan Partnership for Circular Economy

創設団体 : 環境省、経済産業省、経団連

参加企業・団体数 : 213社・22団体 計235 (2026年4月現在)

【事業イメージ】

情報発信



官民対話



ビジネス交流会



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

ウェブサイトを通じた事例等の情報発信、注目事例集の作成等

官民対話・ビジネス交流会実施、国際会議などにおけるサイドイベント/セッションの開催等

【目指す姿／取組指標】

国内外の個別プロジェクト・連携事例の創出による官民連携の強化。

【事業概要】

サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、製品の設計・製造から回収・再生・再利用に至るまでの**動静脈連携の強化が不可欠**である。CPsは、この連携を前進させるため、**産官学の連携**により、**担い手のネットワーク**、**具体的なプロジェクト組成とその社会実装・市場拡大**を一体的に推進する枠組みである。

再生材利用の拡大に向けて、環境配慮設計の高度化や、**製品設計、回収・選別、再生プロセスに至る最適化、地域循環モデルの構築**を進めるとともに、**取組の効果の可視化・評価ツールの高度化**を進める。**企業内人材の育成や普及啓発**を通じて、**消費者の理解・受容性向上**を図るとともに、これらの取組を**地方や中小企業へ展開**し、国内の基盤強化を図る。

情報流通プラットフォーム構築により、データに基づく資源循環の高度化と新たなビジネス創出を支える基盤整備を行う。

国際連携プロジェクトの組成や国際標準化の検討を進め、国内外における循環構築を推進する。

加えて、CPsの持続的な運営のあり方についても検討を進める。

【事業イメージ】



会員数：840者 ※

企業	685 社
業界団体	38 団体
自治体	33 自治体
大学・研究機関	28 機関
関係機関・関係団体	56 機関

**CE戦略推進
コミッティ**

**地域循環モデル
構築WG**

**CE情報流通PF
構築WG**

広報・啓発活動

**国際連携・標準化
WG**

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

再生材利用拡大に向けた領域横断での連携促進

地域循環モデルの実証、評価ツールの高度化

地域循環モデル拡大（会員同士の連携拡大、海外発信等）

再生材の消費者需要性実証

製品設計へ展開

国際資源循環の検討

アジア等への制度・技術支援、インフラ輸出の実証・展開

競争力強化に資する国際標準選定

国際標準への適応、国内標準等との連動

行動変容の推進等に向けた広報、啓発活動等

【目指す姿／取組指標】

『資源自律的な経済成長』および『サステナブルな社会構築』の両立に向けた取組が進んでいる。

【事業概要】

資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環ビジネス創出支援

廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」を全国で7回開催し、国の政策や先進自治体の事例の共有、自治体と様々な企業の意見交換を通じて官民・動静脈連携を促進する機会を設け、新規ビジネスの創出を支援し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施。同時に、資源循環自治体フォーラムの開催及び様々な関係者が同フォーラムに参加することを通じて、資源循環を国民運動に広げることにも貢献する。

(2025年度実績)

札幌市、仙台市、川崎市、名古屋市、大阪市、広島市、薩摩川内市で開催。計2,250名参加。

【事業イメージ】

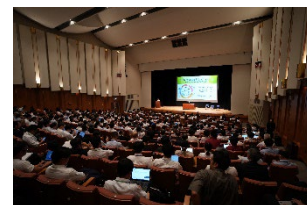
全国7カ所で開催

北海道地方
東北地方
関東地方
中部地方
近畿地方
中国四国地方
九州地方



マッチング 新規ビジネスの創出

全国版 第一部



全国版 第二部



【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

資源循環自治体フォーラムを活用し、地域における資源循環の取組の新規創出、事業の横展開、拡大を図る

【目指す姿／取組指標】

先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを実施し、新規ビジネスの創出、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげる。

【事業概要】

「GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）」は、資源循環の検討方針や対策、目標等を定めた「資源循環の考え方」を2025年3月に策定し、以下の1. 2. 等の取組を推進していく。政府においては政府苑及び現地ブース等で展示・イベント等を実施する。

1. 「着る循環」の社会実証

会期中の1万人を超えるボランティア、運営スタッフ等のユニフォームを“Plant-First(植物由来)”の素材で統一し、「着用→回収→堆肥化→資源循環」までを見据えた実証を展開。

2. 仮設建築物への「GREENサーキュラー建築」の実装

GX House（リユース型建築）を推進し、環境負荷の低減、資材の有効活用、国産木材の積極的な活用等を推進。

3. 政府ブースにおける展示・イベントの実施

バイオガスからの水素製造、サステナブルファッションの推進に向けた環境配慮型製品や先進的な衣類回収システム等、循環経済の取組を発信。

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

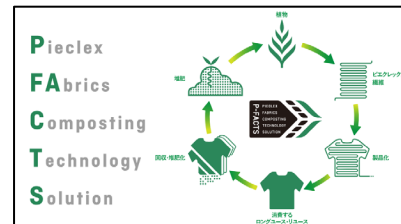
2029年度

2030年度～

2027年国際園芸博覧会の準備・開催

博覧会での機運醸成を契機とした取組の継続的な推進

【事業イメージ】



「P-FACTS」(ピーファクト)

<出所：株式会社ピエクレックスHP>



GX House イメージパース

<出所：(公社) 2027年
国際園芸博覧会協会
2024年10月1日プレス>



サステナブルファッション



バイオガスからの水素製造 の取組を紹介

<出所：2027年国際園
芸博覧会関係閣僚会議
(第4回) 資料>

【目指す姿／取組指標】

循環経済の機運を醸成し、国民的な運動に繋げていく。